

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

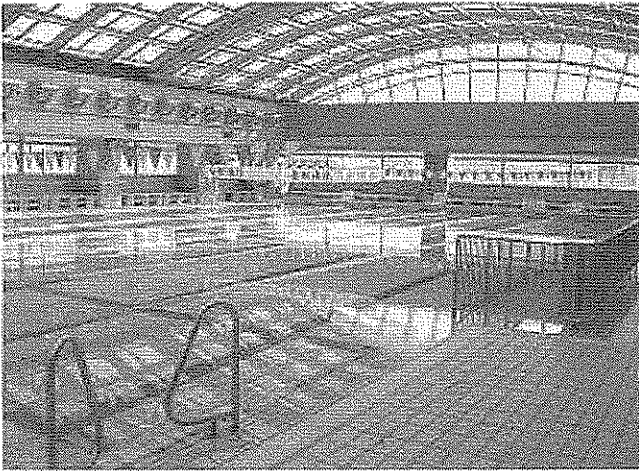
指定管理者導入以前		(財)神戸市障害者スポーツ協会	管理委託費	151,777	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第 1 期	平成18年度	株式会社オーゼスポーツ	指定管理費	64,438	
	平成19年度	〃	指定管理費	62,743	
	平成20年度	〃	指定管理費	62,743	
	平成21年度	〃	指定管理費	62,743	
				合計	252,667
指定管理者			選定方法	公募	
第 2 期	平成22年度	株式会社オーゼスポーツ	指定管理費	62,830	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)62,830	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)62,830	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)62,830	
				合計	251,320

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

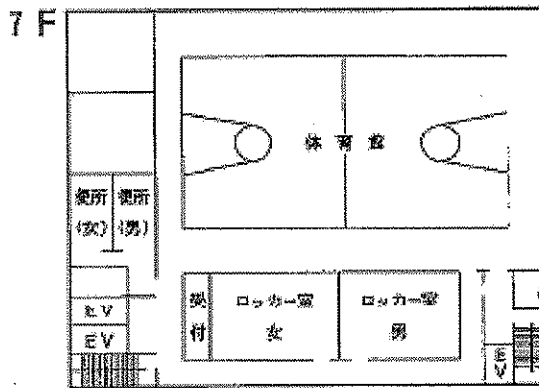
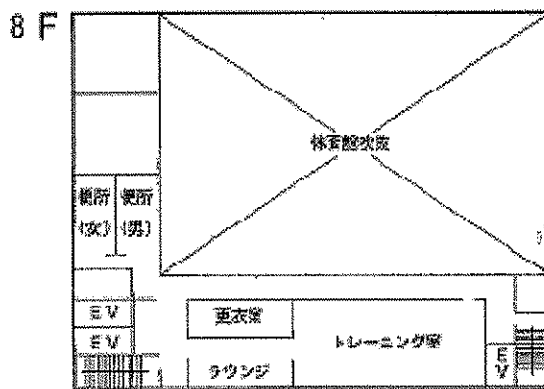
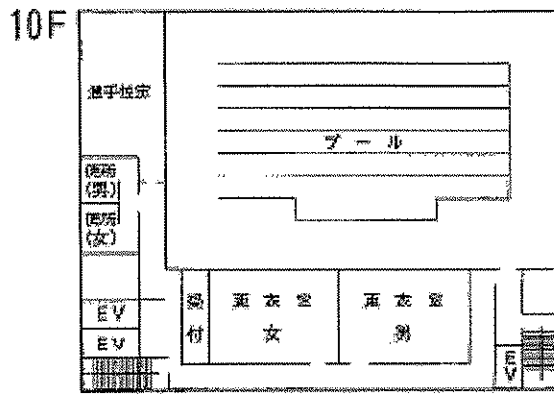
(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	151,777					
指定管理料		64,438	62,743	62,743	62,743	62,830
計	151,777	64,438	62,743	62,743	62,743	62,830
支出						
人件費		48,798	48,594	50,387	51,459	50,600
リース料		1,950	2,136	2,136	2,016	1,300
一般管理費		3,079	2,994	2,994	2,992	2,949
その他		11,156	10,974	10,098	10,014	7,053
計	149,736	64,983	64,698	65,615	66,481	61,902
収支差額	2,040	△545	△1,955	△2,872	△3,738	928

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、プール、トレーニングルームについてはチケットの枚数を、体育館については目視により確認した利用者数を業務日報に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、券売機の日計レシートに記載の料金収入を収入集計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属する。

(3) 収支状況について

平成 17 年度の委託料 151,777 千円には施設管理料が含まれていたが、平成 18 年度に導入された指定管理者制度では、施設管理業務が含まれていないため、平成 18 年度の指定管理料 64,438 千円は平成 17 年度の委託料よりも大幅に少ない金額となっている。

また、平成 17 年度の収支状況は、委託事業収支決算書に基づく数値であるが、平成 18 年度以降の指定管理者の収支決算書とは科目区分が異なるため、支出については合計額のみ記載となっている。

(4) 指定管理者の選定について

第 1 期公募時の応募団体数は 3 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 3 団体である。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成 22 年 3 月 15 日～31 日に合計 88 名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想は、5 段階評価で平均値が 4.31 となっていた。

[4]

消防局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	庶務課	神戸市防災コミュニ ティセンター	C	(財)神戸市防災安全公社	(株)双葉化学商会	9,278	7,414	7,414	公募	4	[指摘事項-19] [意見-16]

消防局

神戸市防災コミュニティセンター〔Cタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸市防災コミュニティセンター			設置年月	平成2年4月
所在地	長田区北町3丁目4番地8 神戸市長田消防署4階				
根拠法令等	神戸市防災コミュニティセンター条例				
設置目的	市民の防災意識の高揚、防災活動の推進等を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を目指し、市民の連帯によるコミュニティの創造を図る。				
設置の経緯	平成2年4月：神戸市長田消防署移転とともに同建物4階部分にセンター設置。 (管理運営は、長田消防署が行う。) 平成6年4月：(財)神戸市防災安全公社設立。センターの管理運営を引き継ぐ。 平成18年4月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地	329,440	1,800.22			
建物	128,556	630.00	劇場形式ホール300席、ロビー	地下1階地上4階建ての4階部分。地下1階から3階部分は長田消防署占有部分。	

(注) 上表の帳簿価格、延べ面積は、神戸市防災コミュニティセンターと長田消防署の合計を公有財産表に基づき記載している。

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
防災管理講習会			12		11		11		12	
救急関係講習会			4		4		5		4	
防災関係講習会			2		2		1		4	
危険物関係講習会			1		1		0		—	
音楽会			—		—		0		—	
社交ダンス			9		8		8		8	
その他			2		1		1		0	
合計	30	3,159	32	2,911	29	3,102	29	4,419	30	4,719

※各年度の料金収入及び平成17年度利用者数については、施設において、当該項目の個別集計をしていないため、合計金額のみを記載している。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

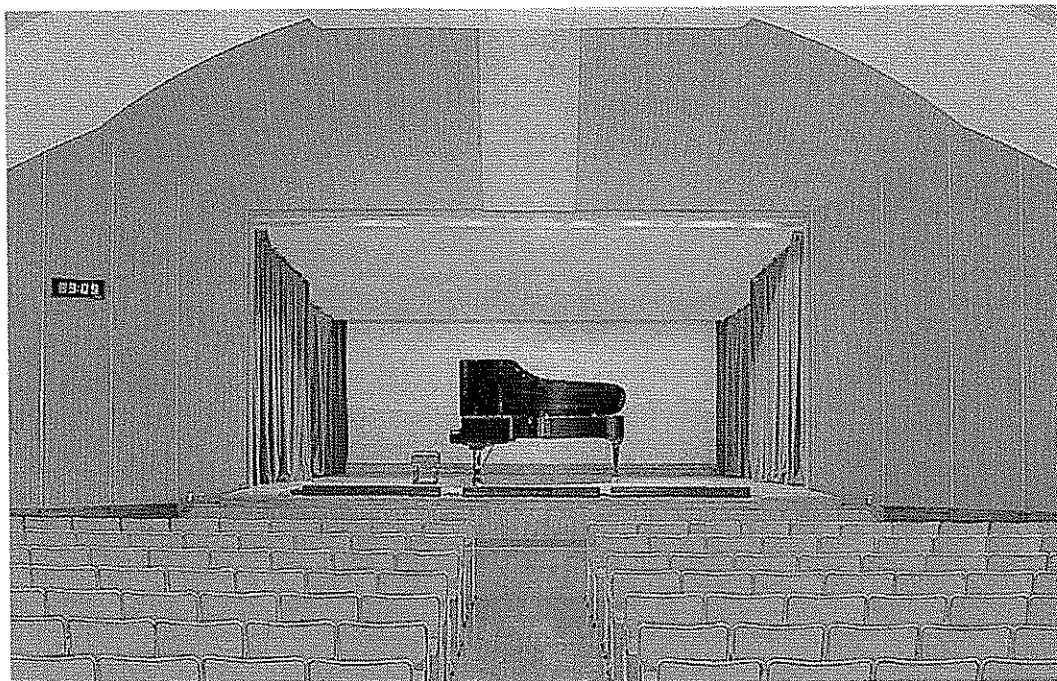
指定管理者導入以前		(財)神戸市防災安全公社	管理委託費	9,278	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸市防災安全公社	指定管理費	7,414	
	平成19年度	"	指定管理費	7,414	
	平成20年度	"	指定管理費	7,414	
	平成21年度	"	指定管理費	7,414	
	合計			29,656	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(株)双葉化学商会	指定管理費	6,427	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)6,427	
	平成24年度	"()"	指定管理費	()6,427	
	平成25年度	"()"	指定管理費	()6,427	
	合計			25,708	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

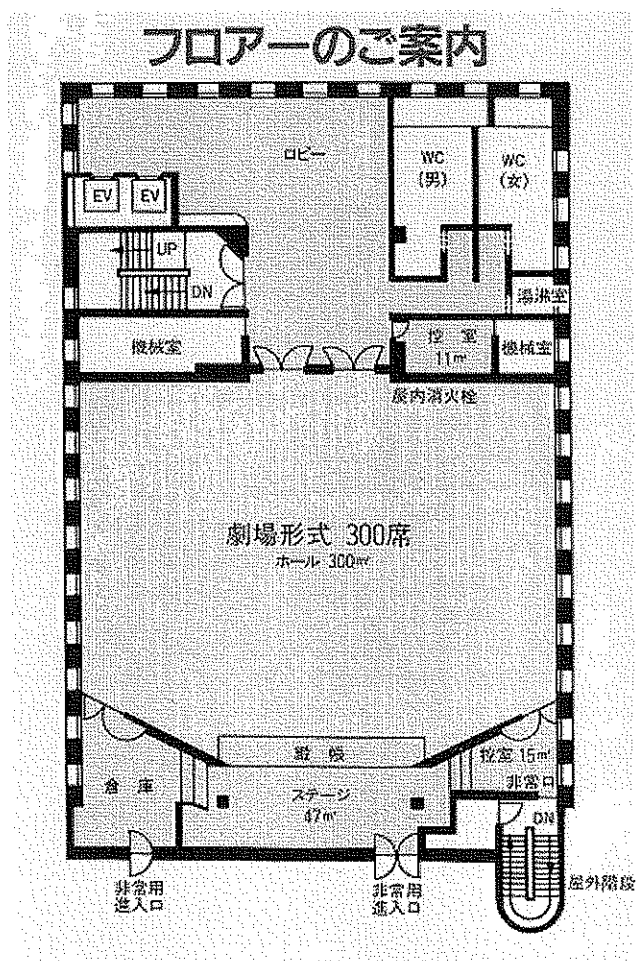
(単位：千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	9,278					
指定管理料		7,414	7,414	7,414	7,414	6,427
計	9,278	7,414	7,414	7,414	7,414	6,427
支出						
人件費	8,716	7,777	6,457	6,572	6,382	4,182
施設維持費等	524	690	931	838	1,027	2,245
計	9,241	8,467	7,388	7,410	7,409	6,427
収支差額	36	△1,053	25	3	4	0

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用件数について

指定管理者は、利用者が使用申込書に記載した利用件数を使用状況一覧に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

【利用件数推移】

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
防災管理講習会	132	126	133	134
救急関係講習会	122	107	135	142
防災関係講習会	35	43	37	71
危険物関係講習会	22	25	10	—
音楽会	—	—	3	—
社交ダンス	152	145	142	143
その他	26	30	33	24
合計	489 (195)	476 (191)	493 (340)	514 (369)

(注) 利用件数については、午前、午後、夜間を各 1 回として延数を記載している。また、合計のカッコ内には、有料による利用件数を内書している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、利用者が使用申込書に記載した料金収入を使用料納入集計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。また別途、利用料金収入の収受と市への納入状況を預金通帳から手書元帳に転記し管理している。

監査対象である平成 21 年度につき、市に報告された料金収入が、上記(1)の有料利用件数に平均的な利用料金単価を乗じた金額と大きく乖離しないことを確認した。

なお、当施設については利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属する。また、平成 20 年度より、従来、無料であった公的機関による消防目的使用が有料となったため、利用件数と料金収入が増加している。

(3) 収支状況について

平成 18 年度は、指定管理者制度導入初年度の対応のため、人件費が当初予算を上回り、収支差額が赤字となっている。平成 19 年度には、職員を 1 名減としたことにより収支が改善している。

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は4団体、第2期公募時の応募団体数は4団体である。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成21年9月3日、4日と平成22年1月20日に合計307名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は90.5%となっているが、個別質問項目の中では、設備について11名中10名がやや不満と回答している。

〔指摘事項 - 19〕 毎日、夜間に管理人を配置する現行の管理体制は再考すべきである。

「神戸市防災コミュニティセンター条例施行規則」第7条では、施設の使用時間が午前9時から午後9時までと定められているため、指定管理者は休館日を除き、同時間帯に管理人を施設に配置している。

指定管理者が市へ毎月報告している使用状況表によると、平成21年度の夜間使用は合計83日であり、開館日（年間322日）の25.7%となっており、また、この5年間の利用者数に大きな変化はない。現状を見極めたうえで、休館日は別として、毎日、夜間に管理人を施設に配置する現行の管理体制は再考すべきである。

〔意見 - 16〕 消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。

当施設は、収容人数 300 名であり、市民の防災意識の高揚さらに防災活動の推進を図るための講演会、音楽会、映画会、地域住民の文化教養のサークル活動等の用途に使用が可能となっている。これらの用途に対応するため、パイプ椅子や音響設備が整備されており、ピアノも備え置かれている。

しかし、施設は長田消防署の 4 階にあり、エレベーター 2 基（定員各 11 名）が設置されているものの、利用者は原則として消防施設に併設されている階段を使うことができないため、利用勝手が悪い。また、音響施設やピアノも置かれているが、平成 21 年度中の音楽会、映画会の利用はゼロとなっており、全体の稼働率は 57.8%^(注) となっている。

消防署の上階にあるため、限定的な利用しか出来ないにも関わらず、市が何故、当施設を設置したのかについては疑問である。

(注) 1 日を午前、午後、夜間の 3 回に分けた場合、実際に使用した回数は 514 回である。開館日 (322 日) の中での使用可能回数は 888 回であり、稼働率を、 $514 \text{ 回} \div 888 \text{ 回} = 57.8\%$ とした。

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A~F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	スポーツ 課	ポータル ホール	F	(財)神戸市体育協会・(株)加藤商会・(株)神戸国際会館共同企画	(財)神戸市体育協会・(株)神戸国際会館共同企画	162,382	146,144	154,995	公募	3	【指称事項-7】
		ポータル ホール	F	(財)神戸市体育協会・(株)加藤商会・(株)神戸国際会館共同企画	(財)神戸市体育協会・(株)加藤商会共同企画	235,412	226,476	226,476	公募	2	
		自然の家 瀬田図書館	A	(財)神戸市体育協会 神戸新聞・IRCグループ	(財)神戸市体育協会	144,448	116,470	117,784	公募	4	
4	中央 図書館 総務課	三宮図書館		神戸新聞・IRCグループ	—	直営	43,043	42,715	公募	5	【意見-17】
		兵庫図書館		大新東グループ	—	直営	平成22年度より指定管理者 制度導入	46,797	公募	3	
		北図書館 (北神分館含む)	F	大新東グループ	—	直営	平成21年度より指定管理者 制度導入	73,341	公募	3	
		新長田図書館		(株)図書館流通センター	—	直営	平成21年度より指定管理者 制度導入	37,043	公募	2	
		須磨図書館		神戸新聞・IRCグループ	—	直営	平成22年度より指定管理者 制度導入	39,264	公募	3	
		垂水図書館		神戸新聞・IRCグループ	—	直営	39,252	39,252	公募	7	
		西図書館		神戸新聞・IRCグループ	—	直営	47,013	46,583	公募	4	
スポーツ 課		中央体育館		(財)神戸市体育協会・NPO神戸アスリートタウンクラブ共同企画	(財)神戸市体育協会	195,471	163,478	164,244	公募		
		東灘体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企画	(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企画	49,157	49,068	49,081	公募		
		須磨体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企画	(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企画	48,084	46,083	46,020	公募		
		垂水体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企画	(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企画	48,496	46,552	46,489	公募		
		西体育館		(財)神戸市体育協会・神戸YMCA共同企画	シンコースポーツ・大成サービスグループ	50,689	50,635	50,677	公募		
生涯学習課		王子スポーツセンター		(財)神戸市体育協会・NPO神戸アスリートタウンクラブ共同企画	(財)神戸市体育協会	242,172	191,040	191,196	公募		
		青少年科学館		大阪ガスビジネスクリエイト大阪ガス コミュニティライフ共同事業体	大阪ガスビジネスクリエイト大阪ガス コミュニティライフ共同事業体	426,484	391,663	379,000	公募		
		生涯学習支援センター		(財)神戸市体育協会	(財)神戸市体育協会	133,434	132,053	125,068	公募		
		生涯学習センター		神戸市立婦人会館管理運営共同事業体 神戸市民生活協同組合	神戸市立婦人会館管理運営共同事業体 神戸市民生活協同組合	17,211	16,750	16,540	公募		
文化財課		風見島の館		神戸市民生活協同組合	神戸市民生活協同組合	27,584	21,403	35,723	公募		
		ライムの館		神戸市民生活協同組合	神戸市民生活協同組合	14,864	12,945		公募		

神戸市立の体育施設

教育委員会事務局

神戸市立ポートアイランドホール〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸市立ポートアイランドホール			設置年月	昭和59年8月
所在地	中央区港島中町6丁目12番地の2				
根拠法令等	神戸ポートアイランドホール条例				
設置目的	本市における体育、文化及び産業の振興並びに福祉の増進を図る。				
設置の経緯	昭和59年8月：ホール開設。 平成18年4月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地	1,600,736	10,389.08			
建物	3,815,160	13,325.00			

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
アマチュアスポーツ 集会・式典 興行 展示会等	11	14,601	34	37,446	25	22,547	21	18,944	10	5,979
	19	66,074	18	58,245	25	81,552	25	76,238	13	40,052
	12	37,560	10	48,560	8	63,389	18	121,166	21	159,277
	4	17,060	4	3,019	4	15,113	5	22,699	5	23,172
合計	46	135,295	66	147,270	62	182,601	69	239,047	49	228,480

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

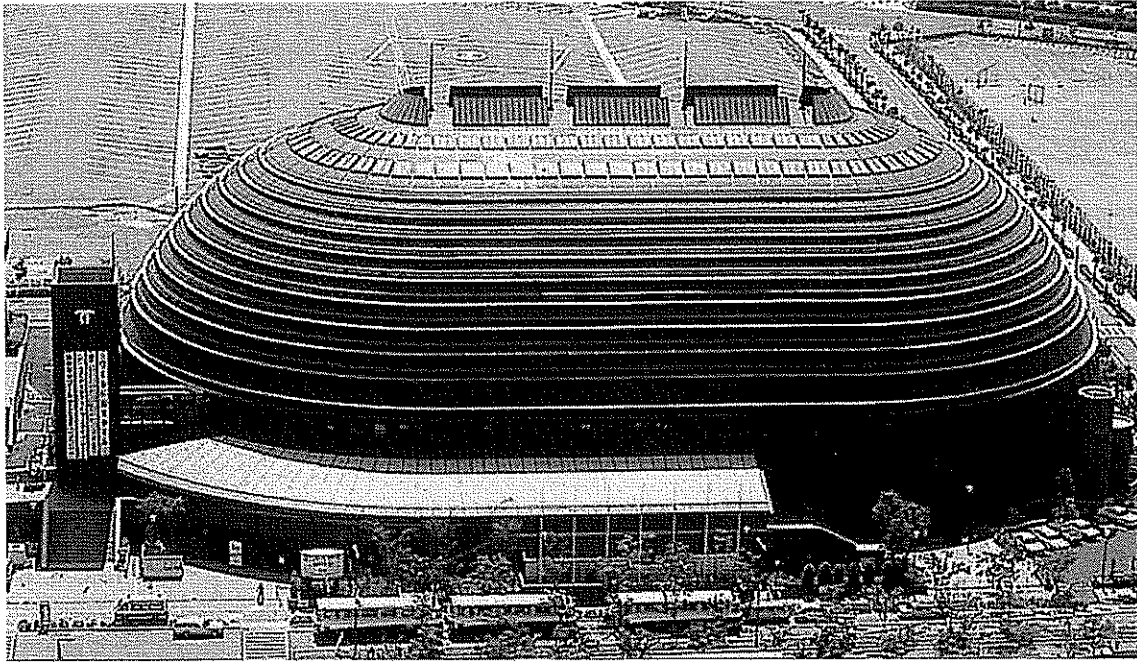
指定管理者導入以前		直 営	管 理 委 託 費	162,382	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市体育協会・ (株) 加藤商会・(株) 神戸国際会館共同企画	指 定 管 理 費	146,144	
	平成 19 年度	〃	指 定 管 理 費	150,489	
	平成 20 年度	〃	指 定 管 理 費	152,708	
	平成 21 年度	〃	指 定 管 理 費	154,995	
				合 計	604,336
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市体育協会・ (株) 神戸国際会館 共同企画	指 定 管 理 費	16,000	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指 定 管 理 費	(予定) 16,000	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指 定 管 理 費	(〃) 16,000	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指 定 管 理 費	(〃) 16,000	
				合 計	64,000

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

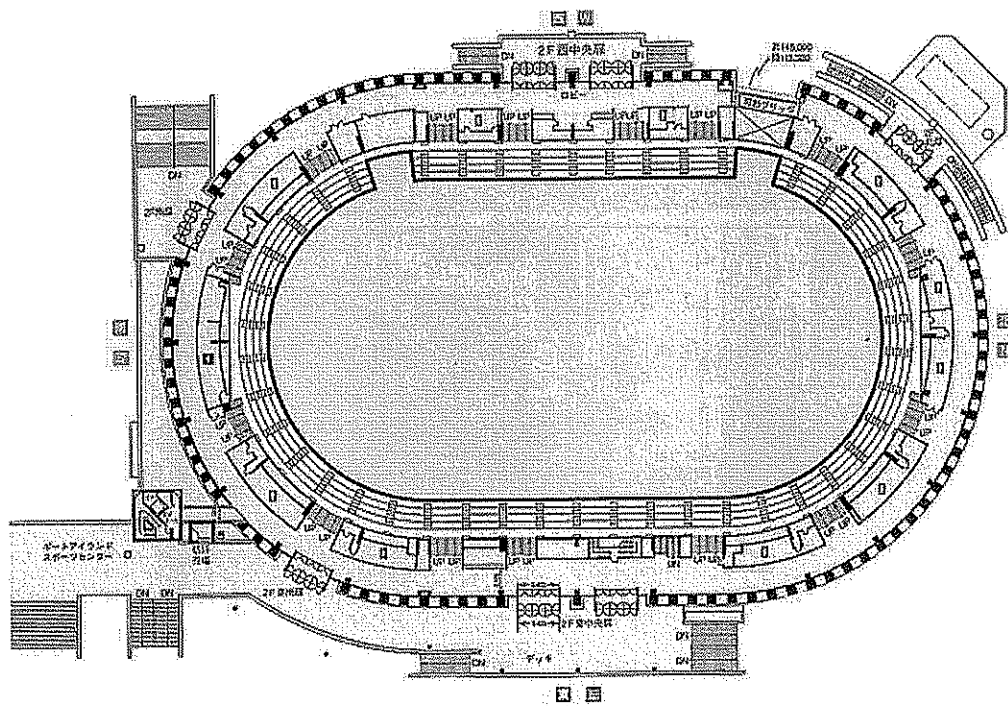
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	162,382					
指 定 管 理 料		146,144	150,489	152,708	154,995	16,000
利用料金収入						168,874
計	162,382	146,144	150,489	152,708	154,995	184,874
支 出						
人 件 費	51,656	27,054	39,836	53,191	64,757	51,720
光 熱 水 費	37,952	33,059	32,104	35,711	29,580	36,000
施設維持管理費	60,402	71,929	67,373	56,111	49,658	49,346
諸 経 費 (うち、事務費)	12,372	14,102 (7,494)	11,176 (6,920)	7,695 (3,953)	11,000 (4,815)	20,225 (7,490)
計	162,382	146,144	150,489	152,708	154,995	157,291
収 支 差 額	0	0	0	0	0	27,583

【施設写真】



【見取図】



教育委員会事務局

神戸市立ポートアイランドスポーツセンター〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸市立ポートアイランドスポーツセンター		設置年月	昭和56年1月
所在地	中央区港島中町6丁目12番地の1			
根拠法令等	神戸市体育施設条例			
設置目的	市民の体育、スポーツ、レクリエーション、文化等の普及及び振興を図り、市民の健全な心身の発達に寄与する。			
設置の経緯	昭和56年1月：センター開設。 平成18年4月：指定管理者による管理運営開始。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地	1,647,300	10,696.75		
建物	3,144,340	11,770.00		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
50mプール	38,518		37,490		39,626		34,931		38,463	
25mプール	26,086		26,240		27,462		29,637		32,189	
飛び込みプール	35,169		30,948		32,702		30,184		30,313	
スケート場	125,819		95,067		95,771		91,455		95,262	
会議室	1,410		900		1,950		1,200		1,260	
合計	227,002	115,109	190,645	86,159	197,511	82,964	187,407	87,930	197,487	89,339

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		直 営	管理委託費	235,412	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財)神戸市体育協会・ (株)加藤商会・ (株)神戸国際会館共同企画	指定管理費	226,476	
	平成 19 年度	〃	指定管理費	226,476	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	226,476	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	226,476	
	合 計			905,904	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財)神戸市体育協会・ (株)加藤商会共同企画	指定管理費	140,149	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費	(予定) 140,149	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 140,149	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費	(〃) 140,149	
	合 計			560,596	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

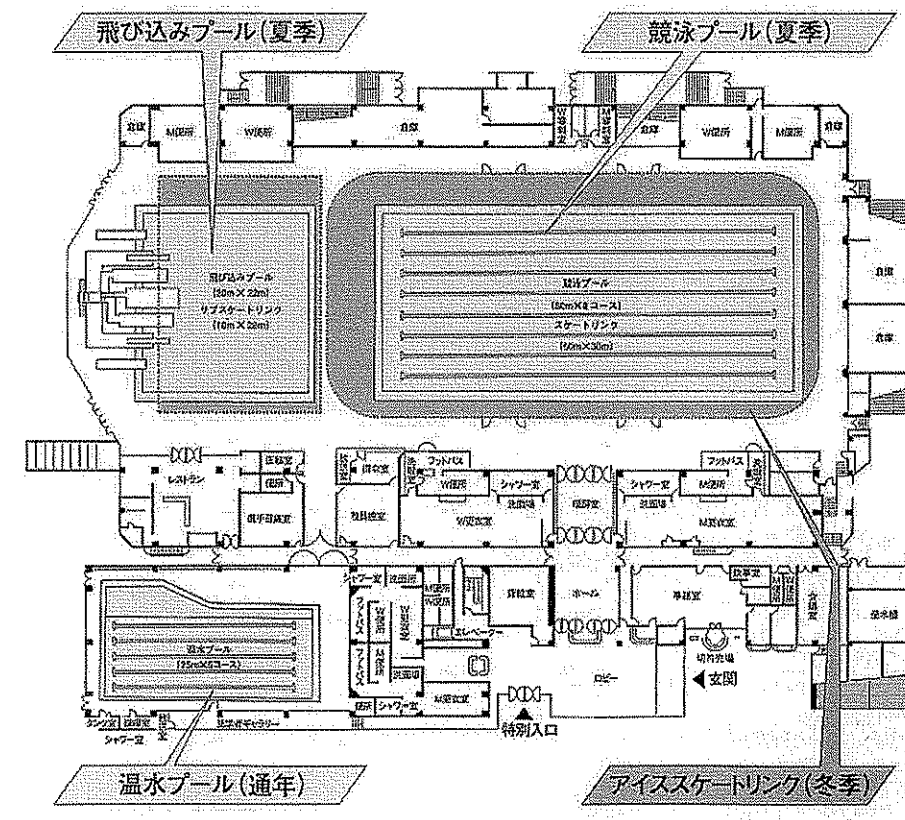
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	235,412					
指 定 管 理 料		226,476	226,476	226,476	226,476	140,149
利用料金収入						88,000
計	235,412	226,476	226,476	226,476	226,476	228,149
支 出						
人 件 費	53,679	80,500	102,004	97,273	87,920	98,480
光 熱 水 費	40,344	45,414	46,423	46,607	49,989	54,528
施設維持管理費	121,582	75,078	56,133	54,253	54,519	53,384
諸 経 費 (うち、事務費)	19,807	25,484 (8,047)	21,916 (7,659)	28,343 (4,043)	34,046 (11,444)	21,757 (8,775)
計	235,412	226,476	226,476	226,476	226,476	228,149
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】



【見取図】



教育委員会事務局

神戸市立自然の家〔Aタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸市立自然の家			設置年月	昭和37年11月
所在地	灘区六甲山町中一里山1番地の1				
根拠法令等	神戸市立自然の家条例				
設置目的	自然環境の中での野外活動及び集団生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習に係る機会の提供に資する。				
設置の経緯	昭和37年11月：摩耶施設開設。 昭和38年1月：キャビン施設、テント施設開設。 昭和48年8月：六甲施設開設。 平成18年4月：指定管理者による管理運営開始。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地	—	—			
建物	1,023,720	6,383.00			

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
六甲施設	10,766		12,768		12,841		13,435		11,562	
摩耶施設	14,624		16,617		14,876		16,141		13,927	
キャビン施設	1,164		1,291		1,527		1,578		1,363	
テント施設	663		355		565		371		614	
デイキャンプ	1,879		1,721		1,958		4,173		9,207	
	29,096	12,028	32,752	12,818	31,767	12,663	35,698	14,534	36,673	16,388

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

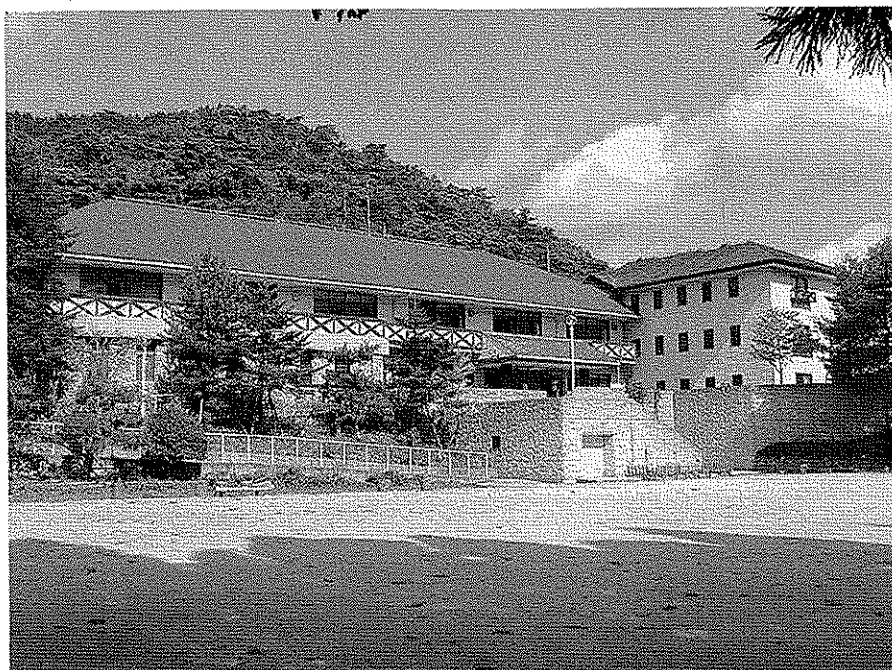
指定管理者導入以前		直 営	管理委託費	144,448	備 考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	(財) 神戸市体育協会	指定管理費	116,470	
	平成 19 年度	"	指定管理費	116,900	
	平成 20 年度	"	指定管理費	117,338	
	平成 21 年度	"	指定管理費	117,784	
			合 計	468,492	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	(財) 神戸市体育協会	指定管理費	105,033	
	平成 23 年度	" (予定)	指定管理費	(予定) 105,033	
	平成 24 年度	" (")	指定管理費	(") 105,033	
	平成 25 年度	" (")	指定管理費	(") 105,033	
			合 計	420,132	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

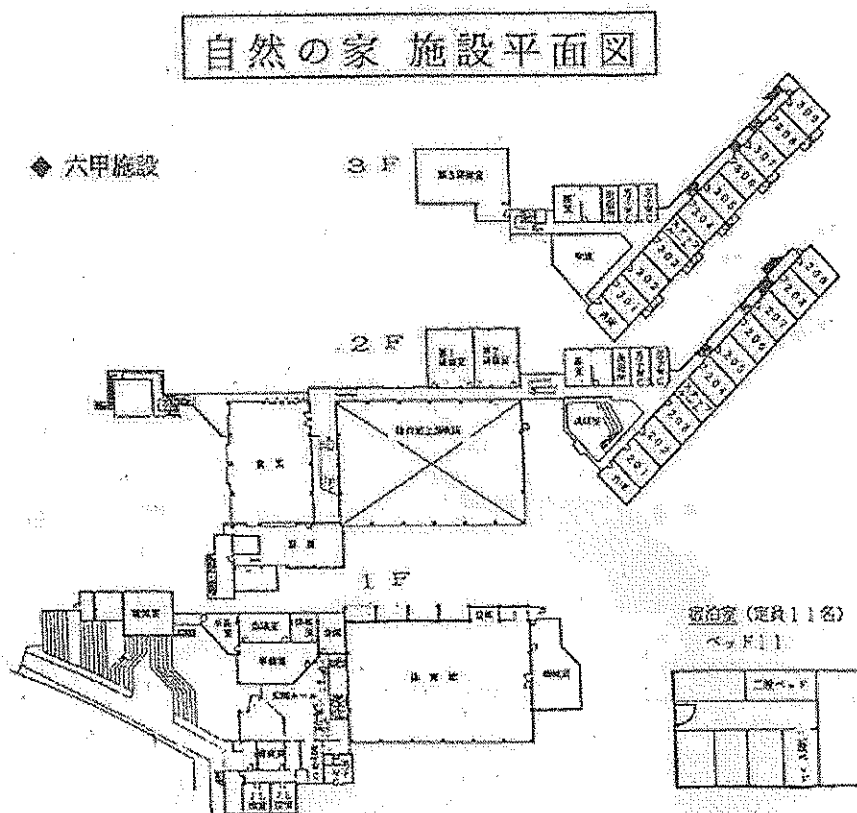
(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	144,448					
指 定 管 理 料		116,470	116,900	117,338	117,784	105,033
利 用 料 金 収 入						
計	144,448	116,470	116,900	117,338	117,784	105,033
支 出						
人 件 費	82,598	50,691	51,912	69,642	68,272	61,878
光 熱 水 費	10,897	14,267	10,431	13,731	11,775	9,708
施設維持管理費	30,916	28,298	32,285	16,964	11,247	15,552
諸 経 費 (うち、事務費)	20,037	23,214 (7,250)	22,272 (4,930)	17,001 (3,690)	26,490 (8,609)	17,895 (4,995)
計	144,448	116,470	116,900	117,338	117,784	105,033
収 支 差 額	0	0	0	0	0	0

【施設写真】
 (六甲施設)



【見取図】
 (六甲施設)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

① ポートアイランドホール

指定管理者は、ホール入口で主催者がカウントした利用者数を、業務日誌に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

② ポートアイランドスポーツセンター

指定管理者は、団体利用者については団体割引申請書に記載の利用者数を、一般利用者については券売機及び窓口とも日計レシートに記載の利用者数を日計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

③ 自然の家

指定管理者は、使用人数確認表に記載の利用者数の月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

① ポートアイランドホール

指定管理者は、使用申込書に記載の使用料を収入明細に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については、平成 21 年度までは、利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属するが、平成 22 年度より利用料金制度を採用し、料金収入は指定管理者に帰属する。

② ポートアイランドスポーツセンター

指定管理者は、団体利用者については団体割引申請書に記載の料金収入を、一般利用者については券売機及び窓口とも日計レシートに記載の料金収入を日計表に転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については、平成 21 年度までは、利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属するが、平成 22 年度より利用料金制度を採用し、料金収入は指定管理者に帰属する。

③ 自然の家

指定管理者は、使用人数確認表に記載の料金収入の月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

なお、当施設については利用料金制度を採用していないため、料金収入は市に帰属する。

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない当該施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるように事務費（間接費）を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告していた。

① ポートアイランドホール

平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員が前年度の 2 名から 0 名に減少し、人件費が前年比 24,602 千円減少している。また、平成 21 年度に従来、施設維持管理費に計上していた舞台操作業務応援人件費 8,071 千円を人件費に計上したこと、プロパー職員の増加で人件費が 3,208 千円増加したこと等により、人件費が前年比 11,566 千円増加している。

② ポートアイランドスポーツセンター

平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、共同事業体の指定管理者が選定されたことにより、平成 17 年度に施設維持管理費として計上していたスケートリンク管理、プール監視、改札関係の人件費 50,801 千円を、共同事業体構成員人件費として計上する一方、市派遣職員が前年度の 1 名から 0 名に減少したこと及び嘱託職員の減少により人件費が 24,818 千円減少し、結果として人件費が前年比 26,821 千円増加している。

③ 自然の家

平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員が前年度の 8 名から 3 名に減少したことにより人件費が 43,248 千円減少する一方、野外活動協会からの派遣人件費の増加、嘱託職員の増加により人件費が 11,341 千円増加し、結果として人件費が前年比 31,907 千円減少している。

(4) 指定管理者の選定について

① ポートアイランドホール

第 1 期公募時の応募団体数は 1 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 3 団体である。

② ポートアイランドスポーツセンター

第 1 期公募時の応募団体数は 1 団体、第 2 期公募時の応募団体数は 2 団体である。

③ 自然の家

第1期公募時の応募団体数は5団体、第2期公募時の応募団体数は4団体である。

(5) 満足度調査について

① ポートアイランドホール

指定管理者は、平成22年1月25日から3月25日まで合計37名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は97.2%となっていた。

② ポートアイランドスポーツセンター

指定管理者は、プールについては平成21年8月2日から8月16日までと10月1日から10月19日までの2回に分けて合計572名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は93.6%となっていた。個別感想として館内のトイレ・更衣室・シャワーに対する不満率が32.5%と比較的高かった。

また、スケートについては平成22年1月11日から1月17日までと1月28日から2月2日までの2回に分けて合計523名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は98.9%となっていた。個別感想として利用料金に対する不満率が25.2%と比較的高かった。

③ 自然の家

指定管理者は、平成21年4月1日から平成22年3月31日まで合計389名を対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は99.2%となっていた。

教育委員会事務局

神戸市立図書館〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名 設置年月	神戸市立中央図書館		明治44年4月	
	"	東灘図書館	昭和49年2月	
	"	灘図書館	昭和42年10月	
	"	三宮図書館	昭和35年12月	
	"	兵庫図書館	平成8年5月	
	"	北図書館	昭和49年12月	
	"	新長田図書館	昭和33年6月	
	"	須磨図書館	昭和56年9月	
	"	垂水図書館	平成3年11月	
	"	西図書館	昭和45年10月	
根拠法令等	神戸市図書館条例			
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。(図書館法第2条)			
設置の経緯	平成20年4月：灘、垂水、西の3図書館に指定管理者による管理運営開始。 平成21年4月：兵庫、北、新長田の3図書館に指定管理者による管理運営開始。 平成22年4月：三宮、須磨の2図書館に指定管理者による管理運営開始。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地	615,420	3,005.14		
建物	3,722,200	17,300.00		

(2) 施設利用状況

(単位：千名、千冊)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
登録者数	325	359	386	424	456	140%
(中央)	(68)	(75)	(81)	(89)	(95)	(140%)
(東灘)	(23)	(26)	(28)	(31)	(34)	(145%)
(灘)	(40)	(44)	(48)	(53)	(58)	(145%)
(三宮)	(28)	(32)	(35)	(39)	(42)	(149%)
(兵庫)	(18)	(20)	(21)	(23)	(25)	(138%)
(北)	(35)	(38)	(41)	(45)	(48)	(139%)
(新長田)	(14)	(15)	(16)	(18)	(19)	(137%)
(須磨)	(15)	(16)	(17)	(19)	(21)	(139%)
(垂水)	(40)	(44)	(47)	(51)	(55)	(138%)
(西)	(41)	(45)	(47)	(52)	(55)	(134%)
貸出冊数	5,799	5,930	6,284	6,698	7,013	121%
(中央)	(983)	(1,018)	(1,064)	(1,104)	(1,129)	(115%)
(東灘)	(499)	(507)	(551)	(583)	(635)	(127%)
(灘)	(662)	(692)	(756)	(878)	(909)	(137%)
(三宮)	(408)	(414)	(463)	(501)	(549)	(135%)
(兵庫)	(354)	(350)	(352)	(361)	(392)	(111%)
(北)	(754)	(761)	(806)	(829)	(869)	(115%)
(新長田)	(329)	(319)	(324)	(332)	(363)	(110%)
(須磨)	(380)	(372)	(373)	(390)	(412)	(108%)
(垂水)	(628)	(667)	(713)	(772)	(801)	(128%)
(西)	(797)	(826)	(878)	(944)	(949)	(119%)

※平成21年度の右欄は、平成17年度比。

(3) 指定管理者制度の導入の状況

① 灘、垂水、西の3図書館（平成20年度指定管理者制度導入）

(単位：千円)

			灘図書館	垂水図書館	西図書館	備考
指定管理者導入以前	直営					
指定管理者			選定方法	公募	公募	公募
第1期	平成20年度	神戸新聞・TRCグループ	指定管理費	43,043	39,264	47,013
	平成21年度	〃	指定管理費	42,715	39,252	46,583
	平成22年度	〃	指定管理費	42,959	39,310	46,883
	平成23年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)42,959	(〃)39,310	(〃)46,883
			合計	171,676	157,136	187,362

② 兵庫、北、新長田の3図書館（平成21年度指定管理者制度導入）

(単位：千円)

			兵庫図書館	北図書館	新長田図書館	備考
指定管理者導入以前	直営					
指定管理者			選定方法	公募	公募	公募
第1期	平成21年度	(兵庫・北)大新東グループ(新長田) ㈱図書館流通センター	指定管理費	46,797	73,341	37,043
	平成22年度	〃	指定管理費	46,800	73,800	37,050
	平成23年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)46,800	(〃)73,800	(〃)37,050
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃)46,800	(〃)73,800	(〃)37,050
			合計	187,197	294,741	148,193

③ 三宮、須磨の2図書館（平成22年度指定管理者制度導入）

（単位：千円）

				三宮図書館	須磨図書館	備考
指定管理者導入以前		直営				
指定管理者			選定方法	公募	公募	
第1期	平成22年度	神戸新聞・TRCグループ	指定管理費	52,800	41,800	
	平成23年度	“(”)	指定管理費	(”) 52,800	(”) 41,800	
	平成24年度	“(”)	指定管理費	(”) 52,800	(”) 41,800	
	平成25年度	“(”)	指定管理費	(”) 52,800	(”) 41,800	
				合計	211,200	167,200

(4) 指定管理制度導入後の収支比較

① 灘、垂水、西の3図書館（平成20年度指定管理者制度導入）

【灘図書館】

【垂水図書館】

（単位：千円）

（単位：千円）

	平成20年度	平成21年度
収入		
指定管理料	43,043	42,715
支出		
人件費	38,892	39,654
施設維持費等	11,637	12,019
計	50,530	51,673
収支差額	△7,487	△8,959

	平成20年度	平成21年度
収入		
指定管理料	39,264	39,252
支出		
人件費	35,219	31,046
施設維持費等	7,116	7,034
計	42,335	38,080
収支差額	△3,071	1,172

【西図書館】

(単位：千円)

	平成 20 年度	平成 21 年度
収 入		
指定管理料	47,013	46,583
支 出		
人件費	39,728	39,214
施設維持費等	12,563	12,550
計	52,292	51,764
収支差額	△5,279	△5,181

② 兵庫、北、新長田の 3 図書館 (平成 21 年度指定管理者制度導入)

【兵庫図書館】

(単位：千円)

	平成 21 年度
収 入	
指定管理料	46,797
支 出	
人件費	31,617
施設維持費等	15,180
計	46,797
収支差額	—

【北図書館】

(単位：千円)

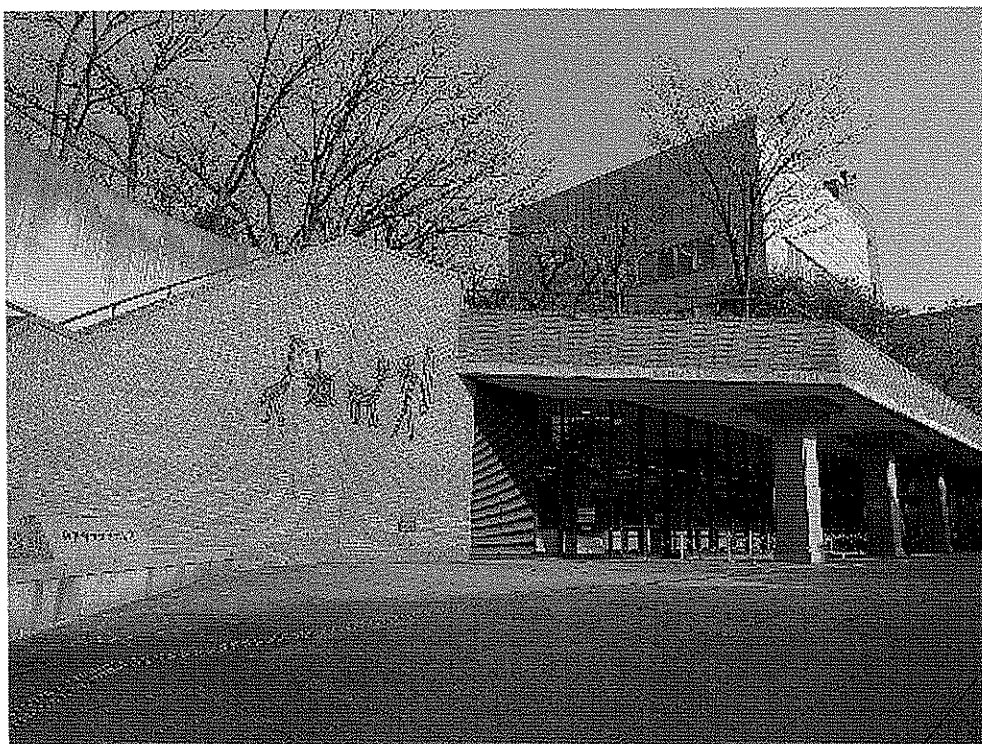
	平成 21 年度
収 入	
指定管理料	73,341
支 出	
人件費	53,602
施設維持費等	19,738
計	73,341
収支差額	—

【新長田図書館】

(単位：千円)

	平成 21 年度
収 入	
指定管理料	37,043
支 出	
人件費	26,920
施設維持費等	4,974
計	31,894
収支差額	5,149

【施設写真】
(中央図書館)



(東灘図書館)



(灘図書館)



(三宮図書館)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、入館カウンターで把握された利用者数を、集計シートに転記し、月次集計結果を毎月市に報告するとともに、年次集計結果を年度事業報告書の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

料金収入はなし。

(3) 収支状況について

〔改善要望〕

灘図書館の実績報告書上、協定書で報告を求められている指定管理業務の収支状況が記載されていなかった。市は、この実績報告書を受理しており、指定管理業務のチェック体制に甘さがある。

(4) 指定管理者の選定について

指定管理者制度導入図書館は、全て第1期目であり、公募時の応募団体数は灘図書館が5団体、垂水図書館が7団体、西図書館が4団体、兵庫図書館が3団体、北図書館が3団体、新長田図書館が2団体であった。

(5) 満足度調査について

指定管理者は、平成21年12月4日に合計6,422名を対象に全館対象に施設運営に関するアンケート調査を実施している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は96.7%となっていた。

〔意見 - 17〕 神戸市立図書館は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

市では、中央図書館と東灘図書館以外の神戸市立図書館8施設について、平成22年度までに指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度導入の目的の一つは、施設運営コストの削減にあり、実際に、235～236頁表のとおり、指定管理者制度導入図書館は、施設運営コストを削減しているが、このコスト削減は、指定管理者制度導入前に勤務していた市正規職員（図書館司書等）を市直営の中央図書館に移籍させたことによるもので、これにより中央図書館の運営コストは237頁表のとおり増加の一途を辿っており、結果として、神戸市立図書館の運営コスト合計も、238頁表のとおり増加の一途を辿っている。指定管理者制度導入により導入施設の運営コストは減少しているが、実際は市の図書館運営コストは増え続けているのである。

神戸市立図書館は、図書館司書等の専門職員により運営されているため、図書館以外への人材の配置転換が進みにくく、施設運営コストを全体として削減するのは、短期的には相当困難なものと考えられる。また、そもそも、神戸市立図書館には、239頁表のとおり選書や資料の収集など、教育・文化的に配慮が必要な業務が存在し、中・長期的な視点にたち業務を行わなければ、サービスの質の低下を招きかねない。

従って、神戸市立図書館は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

【平成 20 年度指定管理者制度導入図書館（灘、垂水、西）の市歳出比較】

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	市 直 営			指定管理制度導入	
支 出					
指定管理料	—	—	—	129,410	128,550
（灘）	（—）	（—）	（—）	（43,043）	（42,715）
（垂水）	（—）	（—）	（—）	（39,264）	（39,252）
（西）	（—）	（—）	（—）	（47,103）	（46,583）
人 件 費	145,517	145,605	148,119	—	—
（灘）	（47,968）	（48,449）	（49,464）	（—）	（—）
（垂水）	（47,494）	（48,407）	（49,374）	（—）	（—）
（西）	（50,055）	（48,749）	（49,281）	（—）	（—）
施設維持費等	38,145	36,805	35,634	15,047	14,055
（灘）	（17,401）	（15,966）	（15,914）	（7,091）	（6,331）
（垂水）	（11,465）	（10,932）	（10,675）	（7,956）	（7,724）
（西）	（9,279）	（9,907）	（9,045）	（—）	（—）
合 計	183,662	182,410	183,753	144,457	142,605
（灘）	（65,369）	（64,415）	（65,378）	（50,134）	（49,046）
（垂水）	（58,959）	（59,339）	（60,049）	（47,220）	（46,976）
（西）	（59,334）	（58,656）	（58,326）	（47,103）	（46,583）

（注 1）上表は、図書館に関する市の歳出推移である。平成 20～21 年度（指定管理者制度導入）は、人件費や施設維持費等に含まれる修繕費は、指定管理料に含めて支出されるため、人件費はゼロとなり、施設維持費等は共益費等のみとなる。

（注 2）平成 20 年度導入後の市の灘、垂水、西図書館費歳出額合計は前年比で 39 百万円（＝144,457 千円－183,753 千円）減少している。主な要因は、指定管理者制度導入に伴い、嘱託職員への切り替えを行う等によるコスト削減を行ったことによる。なお、直営時期の図書館の市正規職員（図書館司書等）は市直営図書館に移籍している。

【平成 21 年度指定管理者制度導入図書館（兵庫、北、新長田）の市歳出比較】

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	市 直 営				指定管理制度導入
支 出					
指定管理料	—	—	—	—	157,181
(兵 庫)	(—)	(—)	(—)	(—)	(46,797)
(北)	(—)	(—)	(—)	(—)	(73,341)
(新長田)	(—)	(—)	(—)	(—)	(37,043)
人 件 費	163,196	155,400	154,655	141,942	—
(兵 庫)	(45,961)	(36,845)	(37,797)	(37,265)	(—)
(北)	(71,305)	(71,885)	(69,451)	(67,864)	(—)
(新長田)	(45,930)	(46,670)	(47,407)	(36,813)	(—)
施設維持費	41,953	40,953	42,703	43,503	22,867
(兵 庫)	(9,039)	(9,042)	(9,392)	(10,223)	(—)
(北)	(30,152)	(30,160)	(29,914)	(30,210)	(21,836)
(新長田)	(2,762)	(1,751)	(3,397)	(3,070)	(1,031)
合 計	205,149	196,353	197,358	185,445	180,048
(兵 庫)	(55,000)	(45,887)	(47,189)	(47,488)	(46,797)
(北)	(101,457)	(102,045)	(99,365)	(98,074)	(95,177)
(新長田)	(48,692)	(48,421)	(50,804)	(39,883)	(38,074)

(注 1) 上表は、図書館に関する市の歳出推移である。平成 21 年度（指定管理者制度導入）は、人件費や施設維持費等に含まれる修繕費は、指定管理料に含めて支出されるため、人件費はゼロとなり、施設維持費等は共益費等のみとなる。

(注 2) 平成 21 年度導入後の市の兵庫、北、新長田図書館費歳出額合計は前年比で 5 百万円（＝180,048 千円－185,445 千円）減少している。主な要因は、指定管理者制度導入に伴い、嘱託職員への切り替えを行う等によるコスト削減を行ったことによる。なお、直営時期の図書館の市正規職員（図書館司書等）は市直営図書館に移籍している。

【平成 21 年度指定管理者制度導入未済図書館（中央、三宮、須磨、東灘）の市歳出比較】

（単位：千円）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	市 直 営				
支 出					
人 件 費	538,596	536,478	545,999	595,446	665,967
(中央)	(381,813)	(386,875)	(393,400)	(445,479)	(467,338)
(三宮)	(63,063)	(64,248)	(65,559)	(64,313)	(65,104)
(須磨)	(46,022)	(36,798)	(37,476)	(37,031)	(64,798)
(東灘)	(47,698)	(48,557)	(49,564)	(48,623)	(68,727)
施設維持費	364,123	355,861	377,556	382,461	382,497
(中央)	(347,075)	(339,554)	(361,823)	(365,834)	(366,312)
(三宮)	(7,886)	(7,595)	(7,518)	(7,686)	(7,792)
(須磨)	(5,365)	(5,258)	(5,050)	(4,954)	(4,993)
(東灘)	(3,797)	(3,454)	(3,165)	(3,987)	(3,400)
合 計	902,719	892,339	923,555	977,907	1,048,464
(中央)	(728,888)	(726,429)	(755,223)	(811,313)	(833,650)
(三宮)	(70,949)	(71,843)	(73,077)	(71,999)	(72,896)
(須磨)	(51,387)	(42,056)	(42,526)	(41,985)	(69,791)
(東灘)	(51,495)	(52,011)	(52,729)	(52,610)	(72,127)

(注 1) 上表は、図書館に関する市の歳出推移である。

(注 2) 指定管理者制度導入未済の市直営図書館については、平成 21 年度支出合計が 4 館合計で、1,048 百万円であり、平成 17 年度比で 145 百万円 (=902,719 千円-1,048,464 千円) の支出増加となっている。主な要因は、他図書館の指定管理者制度導入に伴い、市直営の時期に他図書館に勤務していた市正規職員（図書館司書等）の受け入れ先となったこと等による。

(注 3) 三宮、須磨図書館は、平成 22 年度より指定管理者制度を導入している。

【全図書館の市歳出比較】

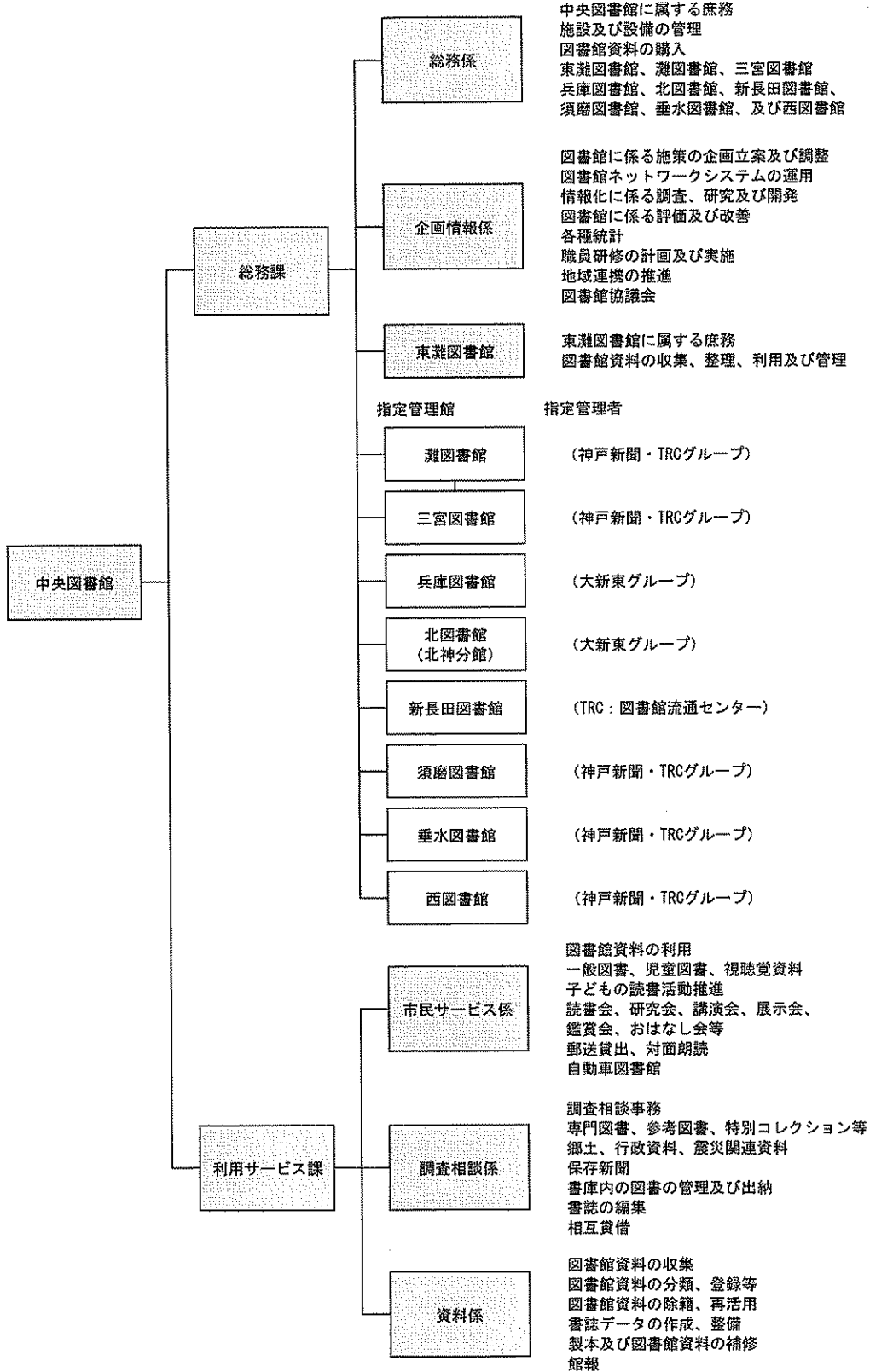
(単位：千円)

		平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
合 計		1,291,530	1,271,102	1,304,666	1,307,809	1,371,117
平成 20 年度 指定管理者 制度導入	(灘)	(65,369)	(64,415)	(65,378)	(50,134)	(49,046)
	(垂水)	(58,959)	(59,339)	(60,049)	(47,220)	(46,976)
	(西)	(59,334)	(58,656)	(58,326)	(47,103)	(46,583)
平成 21 年度 指定管理者 制度導入	(兵庫)	(55,000)	(45,887)	(47,189)	(47,488)	(46,797)
	(北)	(101,457)	(102,045)	(99,365)	(98,074)	(95,177)
	(新長田)	(48,692)	(48,421)	(50,804)	(39,883)	(38,074)
平成 21 年度 指定管理者 制度導入未済	(中央)	(728,888)	(726,429)	(755,223)	(811,313)	(833,650)
	(三宮)	(70,949)	(71,843)	(73,077)	(71,999)	(72,896)
	(須磨)	(51,387)	(42,056)	(42,526)	(41,985)	(69,791)
	(東灘)	(51,495)	(52,011)	(52,729)	(52,610)	(72,127)

(注 1) 上表は、全図書館に関する市の歳出推移である。網掛部分が指定管理者制度導入後の歳出である。

(注 2) 指定管理者制度導入により、指定管理者制度導入図書館の市歳出額は減少傾向にあるが、一方で、市直営図書館の歳出が増加傾向にあり、全体として図書館の歳出は増加している。

【中央図書館の組織図及び業務内容】



[6]

建設局

(単位：千円)

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前 の管理委託費	指定管理料		選定 方法	応募 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
1	園 防 砂 管 理 課	布引ハーブ園	E	清里ハイランドパーク(株)	神戸リゾートサービス(株)	250,016	224,735	218,376	公募	1	[指摘事項-20]
2		相楽園	F	神戸市造園共同企業体	神戸市造園協会・ 神戸市公園緑化協会 グループ	17,834	35,432	33,833	公募	2	
3		森林植物園	A	(財)神戸市公園緑化協会	(財)神戸市公園緑化協会	223,327	164,152	162,387	公募	2	
4		離宮公園	B	(財)神戸市公園緑化協会	(財)神戸市公園緑化協会・ 神戸市造園協会 グループ	213,024	190,146	183,091	公募	2	[意見-18]
5		神戸総合運動公園	A	(財)神戸市公園緑化協会	(財)神戸市公園緑化協会	552,586	508,399	566,778	公募	3	
6		北神戸田園スポーツ 公園	D	神戸電鉄(株)	神戸電鉄(株)	94,745	111,665	112,384	公募	3	[指摘事項-21]
7		北須磨文化センター	C	(財)神戸市民文化振興財団	シンコースポーツ・ 日本管財グループ	129,181	109,522	123,802	公募	3	
8		住吉公園テニス コート 大和公園テニス コート	F	(財)神戸市公園 緑化協会・ 酒井テニス企画 グループ	—	5,850 ※平成20年度	3,675 ※12月～3月	同左	公募	1	
9		大原山公園テニスコ ート・駐車場 榎谷公園テニス コート・駐車場	F	神戸市公園緑化協会・ ITCグループ	—	5,376 ※平成20年度	利用料金制 のため、指定 管理料の支 払いなし	同左	公募	1	
10		住吉公園駐車場 大和公園駐車場	F	アミノ・アマノマネジメント サービス 住吉公園他指定管理者共同 事業体	—	—	2,765 ※12月～3月	同左	公募	3	
11		しあわせの森 (しあわせの村)	B	(財)こうべ市民福祉 振興協会	しあわせの村運営 共同事業体	(建設局負担 分のみ) 734,473	(建設局負担 分のみ) 687,056	(建設局負担 分のみ) 653,678	公募	1	[指摘事項-17] [指摘事項-18] [意見-14]

(注) しあわせの村は複合施設であり、村内には180頁のとおり、保健福祉局所管の施設と建設局所管の施設とがある。
上表の「しあわせの森」は上記建設局所管の施設であり、指摘事項や意見は、173頁～184頁に記載している。

No.	所管課	施設名称	タイプ A～F	第1期 指定管理者	第2期 指定管理者	制度開始前の 管理委託費	指定管理料		指定管理料	応募 募集 数	備考
							第1期初年度 決算額	平成21年度 決算額			
		市立三宮駐車場		パーク24(株)	神戸電鉄(株)	219,179	166,004	154,472	公募		
		市立花隈駐車場		神戸地下街(株)	神戸不動産(株)	54,772	36,784	34,407	公募		
		市立赤川公園駐車場		神戸電鉄(株)	神戸電鉄(株)	46,229	34,327	30,634	公募		
		市立和田駅前駐車場		国際整備保証神戸(株)(現:国際ライフパートナー(株))	国際ライフパートナー(株)	19,995	17,200	19,471	公募		自転車駐車場と一体
		市立長田北町駐車場		(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	31,681	23,823	22,896	公募		
		市立鈴蘭台駐車場		(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	11,384	8,174	33,984	公募		
		市立新長田駐車場		パーク24(株)	パーク24(株)	17,056	15,673	46,167	公募		
		市立細田駐車場		パーク24(株)	パーク24(株)	10,487	9,379	8,634	公募		
		市立新長田駅前駐車場		(財)神戸市都市整備公社	(財)神戸市都市整備公社	45,546	42,704	32,563	公募		
		市立舞子駅前駐車場		パーク24(株)	パーク24(株)	29,585	29,682	43,535	公募		
		市立自給車駐車場 (東部管内)		日駐管理(株)	(株)駐輪サービス		90,850	◎ 231,583	公募		
		市立自給車駐車場 (中部管内)		(財)神戸市都市整備公社	日駐管理(株)		63,784		公募		
		市立自給車駐車場 (北管内)		(財)神戸市都市整備公社	日駐管理(株)		41,047	107,578	公募		
		市立自給車駐車場 (西部管内)		(財)神戸市都市整備公社	サイカバパーキング(株)		86,226	83,939	公募		
		市立自給車駐車場 (垂水管内)		神戸中央不動産事業協同組合	(株)駐輪サービス		88,739		公募		
		市立自給車駐車場 (西管内)		(財)神戸市都市整備公社	(株)駐輪サービス		51,315	(◎に含む)	公募		
		市立JR住吉駅前 自給車駐車場		NPOコミュニティ・サポーターセンター神戸	NPOコミュニティ・サポーターセンター神戸	573,716	11,258	17,761	公募		
		市立阪神御影駅前 自給車駐車場		NPO東灘地蔵廻り会 ネットワーク	NPO東灘地蔵廻り会 ネットワーク		5,159	8,120	公募		
		市立和田駅前 自給車駐車場		国際ライフパートナー(株)	国際ライフパートナー(株)		6,924	7,000	公募		駐車場と一体
		市立鷹取駅前 自給車駐車場		NPOたかとり コミュニティセンター	NPOたかとり コミュニティセンター		7,702	18,467	公募		
		市立長登駅前 自給車駐車場		NPOほしおや ※平成19年度～平成20年度	NPOほしおや ※平成19年度～平成20年度		13,354	14,273	公募		

建設局

布引ハーブ園 [Eタイプ]

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	布引ハーブ園			設置年月	平成3年10月
所在地	布引ハーブ園：神戸市中央区葺合町、加納町1丁目、北野町1丁目ほか (新神戸ロープウェー：神戸市中央区北野町1-4-3)				
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設置目的	森林の防災対策と神戸の地理的条件を生かした観光資源				
設置の経緯	平成3年10月ハーブ園のオープンとともにロープウェーも供用開始され、当初年間約200万人の利用があったが、近年は減少傾向が続いているため、平成22年度からPFI事業方式によりロープウェーおよびハーブ園の一体的運営を行っている。				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地			ラベンダー園、スパイス工房等	参考：布引公園（全体） 458,283.89㎡、3,215,919千円	
建物				参考：布引公園（全体） 9,948㎡、3,378,970千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
布引公園	369	26,601	290	32,296	293	32,338	286	31,929	274	31,911

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	250,016	備考
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 1 期	平成 18 年度	清里ハイランドパーク側	指定管理費	224,735	
	平成 19 年度	〃	指定管理費	221,923	
	平成 20 年度	〃	指定管理費	218,339	
	平成 21 年度	〃	指定管理費	218,376	
			合 計	883,373	
指 定 管 理 者			選定方法	公 募	
第 2 期	平成 22 年度	神戸リゾートサービス側	指定管理費	252,460	
	平成 23 年度	〃 (予定)	指定管理費 (予定)	258,025	
	平成 24 年度	〃 (〃)	指定管理費 (〃)	258,025	
	平成 25 年度	〃 (〃)	指定管理費 (〃)	258,025	
			合 計	1,026,535	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度 (予算)
収 入						
委 託 料	170,018					
指 定 管 理 料		224,735	221,923	218,339	218,376	252,460
緑地事業補助金	79,998					
自主事業売上	24,966	17,273	69,312	75,759	59,074	13,190
計	274,982	242,008	291,235	294,098	277,450	265,650
支 出						
人 件 費	119,300	52,318	38,979	42,652	34,811	69,508
イベント等経費	8,937	6,175	9,575	9,829	8,368	15,750
園地・設備管理等外注費	79,314	109,873	100,077	99,627	90,090	116,575
光熱水費	32,114	26,390	28,531	26,979	20,132	22,260
消耗備品費	9,099	10,498	12,619	3,177	1,083	2,100
その他事務等経費	7,541	37,992	40,797	43,089	24,640	26,267
(再掲)委託費	—	(21,307)	(83,786)	(92,307)	(77,806)	0
自主事業経費	15,086	20,163	64,038	65,442	50,895	15,561
計	271,391	263,409	294,616	290,795	230,019	268,021
収支差額	3,591	△21,401	△3,381	3,303	47,431	△2,371

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、ゲート料金所でのカウンターや一定の仮定に基づく推計計算により算出した利用者数に基づき、日次管理資料である「ハーブ園売上集計」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「神戸市立布引ハーブ園 概況」・「ハーブ園集計表」・「清里ハイランドパーク株式会社神戸事業所 2009 年度営業成績比較」を作成し、年次集計結果を「神戸布引ハーブ園指定管理業務 実施報告書」の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、各ゲートの料金箱に投入された料金収入等に基づき、日次管理資料である「ハーブ園売上集計」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「神戸市立布引ハーブ園 概況」・「ハーブ園集計表」・「清里ハイランドパーク株式会社神戸事業所 2009 年度営業成績比較」を作成し、年次集計結果を「神戸布引ハーブ園指定管理業務 実施報告書」の中で市に報告している。

なお、南ゲート料金所は無人の状態（料金所付近には有人の売店は存在する）で、単にゲート付近に料金箱が設置されているのみであり、規定料金を支払わずとも容易に有料入園ゾーンへ入園することが可能な状態である。

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「布引ハーブ園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。但し、指定管理者は5月決算会社であるため、管理運営期間（4月～3月）との間で収支金額にズレが生じることとなるが、平成21年度については、収支金額を管理運営期間（4月～3月）に調整する資料が提示されなかったため、指定管理料を除き、調整前の資料に基づくものである。

なお、平成18年度より指定管理者制度が導入されたことにより、市派遣職員に対する補助金支給が廃止されている。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「布引ハーブ園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。市における実績報告書のチェックは不十分であり、指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備すべきである。

また、指定管理者の決算期が3月以外の場合には、指定管理業務の収支状況を管理運営期間（4月～3月）に調整した上で市へ報告させるよう、市は指定管理者に対して指導・監督すべきである。

（4）指定管理者の選定について

第1期及び第2期ともに、公募時の応募団体数は1団体のみである。

なお、布引ハーブ園は、当初は年間200万人の利用者があったが、近年は利用者数の減少傾向が続いており、老朽化しつつある施設の大規模更新や効率的な運行システムの構築が求められ、また、布引ハーブ園の魅力向上による集客力強化が求められる状況となった。そのため、市は、民間事業者の優れたノウハウを活用してロープウェー施設の更新とロープウェー及び布引ハーブ園事業の運営を一体的に行うことにより、財政負担の縮減や市民・観光客へのサービス向上を図ることを目的として、平成22年度より新神戸ロープウェー及び布引ハーブ園の一体的運営を実施することとなった。運営期間は平成22年4月から平成38年3月まで（16年間）であり、新神戸ロープウェーの改修・運営事業はPFI事業として、布引ハーブ園の運営事業は指定管理事業として神戸リゾートサービス（株）が一体的に行うこととなった。

今後、神戸リゾートサービス（株）は、新神戸ロープウェーの料金収入、市から收受するPFI事業費（初期投資に係る総額の一部）及びハーブ園の指定管理業務に係る指定管理料により、新神戸ロープウェー及びハーブ園の一体的運営を行っていくことになる。

（5）満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査（有料公園等）委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率^{（注1）}は99%と高い値を示している。

(注1) 建設局所管施設の満足度調査は、「利用目的」・「利用しやすさ」・「営業時間」・「設備の状況」・「花壇等」・「園内移動案内表示」・「清掃状況」・「応対状況」・「レストラン物販」などにつき、「よい」・「普通」・「悪い」の選択肢を設けて回答する形式を採用しており、満足度は以下の計算式により算出している（布引ハーブ園以外の施設も同様）。

$$\text{満足度} = \frac{\text{満足（よい）} + \text{普通}}{\text{満足（よい）} + \text{普通} + \text{不満（悪い）}}$$

〔指摘事項－20〕 南ゲート料金所から規定料金を支払わずとも有料ゾーンに入園出来る状況が常態化し、合理性に疑問が残る計算方法により入園者数を推計していることから、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない。

布引ハーブ園の利用客の多くは、新神戸ロープウェーの「北野 1 丁目駅」で乗車し、六甲山の中腹に位置する「風の丘駅」か、山頂付近にある終着駅の「布引ハーブ園駅」で下車するか、新神戸付近から各駅に繋がるハイキング道を上って施設へ向かっている。両駅とも、駅周辺は無料入園ゾーンであるが、「風の丘駅」付近にある南ゲート料金所と「布引ハーブ園駅」付近にある北ゲート料金所に囲まれた有料入園ゾーンに入園するためには、各料金所で入園料（大人（高校生以上）：200 円、中学生：100 円、6 歳以上：100 円）を支払う必要がある。

布引ハーブ園の過去 4 年間の入園者数の推移は下表の通りである。

(単位：人)

	有料ゾーン 入園者数 (A)	無料ゾーン 入園者数 (B)	合計入園者数 (C)
平成 18 年度	210,931	78,941	289,872
平成 19 年度	209,729	83,282	293,011
平成 20 年度	218,784	68,057	286,841
平成 21 年度	224,164	49,668	273,832

布引ハーブ園の入園者数は、以下の方法で集計され、市に対して報告されている。

➤ 有料ゾーン入園者数 (A)

北ゲート：北ゲート料金所におけるカウンターでのカウント数

南ゲート：①料金箱での徴収金額÷100 円で算出した人数、②新神戸ロープウェー「布引ハーブ園駅」乗車人員×20%（雨天の場合は 10%）で算出した人数、③南ゲートからの団体入園者数の合計人数

➤ 無料ゾーン入園者数 (B)

合計入園者数から有料ゾーン入園者数を控除して算出した人数

➤ 合計入園者数 (C)

①新神戸ロープウェー「北野町 1 丁目駅」におけるカウント数、②有料ゾーンの南ゲート入園者数の合計人数

上記方法の場合、南ゲートからの入園者は実際の入園者数ではなく、料金箱での

徴収金額や新神戸ロープウェーの乗車人数等から一定の仮定に基づき算出した推計入園者数であるが、料金箱での徴収金額からは一律子供料金で人数を算出し、また平日と休日、繁忙期（春・秋）と閑散期（冬）の区分等を設けることなく、年間を通じて同一の計算方法により入園者数を推計しており、合理性に疑問が残る。

また、指定管理者への質問及び現地視察等を実施した結果、北ゲート料金所では職員が常時1名待機し、料金徴収（実際は、料金箱が設置され、入園者が自ら料金箱に料金を投入する形式であり、職員が直接料金を徴収する形式ではない）を行っていた。しかし、南ゲート料金所は無人の状態（料金所付近には有人の売店は存在する）で、単にゲート付近に料金箱が設置されているのみであることから、正確に入園者数を把握することが出来ず、規定料金を支払わずとも容易に有料入園ゾーンへ入園することが可能な状態である。

指定管理者は、「布引ハーブ園に関する指定管理協定書」第3条^(注1)に基づき、施設の料金収入を適切に徴収し、市へ納付する責務を負っている。入園者数と料金収入は相関関係にあることから、市へ納付された料金収入が適切か否かを検証するに当たっては、入園者数を正確に把握していることが前提条件であるが、現状では、**入園者数と料金収入の相関関係は崩壊している。**

また、布引ハーブ園は、六甲山の斜面に設けられており、園内の道の勾配は非常に急であることから、利用者の多くが北ゲート料金所から入園し、坂道を下って南ゲート料金所から退園するため、南ゲート料金所からの入園者は限定的であると想定し、費用対効果の面から料金所の有人化は行っていないとのことである。しかし、南ゲート料金所のすぐ近くに布引ハーブ園の名所の一つである「風の丘ラベンダー園」や「芝生広場」等があり、指定管理者自らが新神戸ロープウェー「布引ハーブ園駅」乗車人員の20%（雨天の場合は10%）は南ゲートから入場すると想定している。従って、南ゲート料金所からの入園者が限定的であると言えるか疑問が残るとともに、南ゲート料金所では入園料の徴収漏れが発生している可能性が高く、**有料入園ゾーンの利用者間で公平性を欠く状況が常態化している。**

そのため、指定管理者が料金収入を適切に徴収し、正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない点で問題である。

施設の料金収入が市の歳入になる以上、市は料金収入を可能な限り網羅的に徴収するよう指導すべきであり、また、料金収入の納付が正確かつ網羅的に行われているか否かを事後的に検証するために、**入園者数を可能な限り正確に捕捉するよう指導すべきである。**

(注1)「布引ハーブ園に関する指定管理協定書」第3条

乙（指定管理者）は、条例（神戸市都市公園条例）第23条の2第1項に定める業務に係る使用料を徴収する。

建設局

相楽園〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	相楽園		設置年月	昭和16年11月
所在地	神戸市中央区中山手通5丁目3番1号			
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例			
設置目的	地域、ひいては市民の文化的な核をめざす			
設置の経緯	元神戸市長小寺謙吉氏の先代小寺泰次郎氏の本邸に営まれた庭園で、明治18年頃から築造に着手され、明治末期に完成した。昭和16年以降神戸市の所有となり中国の古書『易経』の一節にある「和悦相楽（わしてよろこびあいたのしむ）」からとって「相楽園」と名づけられ、一般に公開されるようになった。			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地		14,180	記念石、池、滝等	参考：相楽園 18,257.00㎡、 5,203,245千円
建物		160	管理事務所等	参考：相楽園 30,280千円

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
相楽園	81	11,698	76	11,435	85	11,910	83	11,101	103	13,900

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市公園緑化協会	管理委託費	17,834	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	神戸市造園共同企業体	指定管理費	35,432	
	平成19年度	〃	指定管理費	33,463	
	平成20年度	〃	指定管理費	30,997	
	平成21年度	〃	指定管理費	33,833	
			合計	133,725	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	神戸市造園協会・ 神戸市公園緑化協会グループ (代表者(社)神戸市造園協会)	指定管理費	35,000	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定) 35,000	
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(〃) 35,000	
	平成25年度	〃(〃)	指定管理費	(〃) 35,000	
			合計	140,000	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	17,834					
指定管理料		35,432	33,464	30,997	33,833	35,000
自主事業収入	193	659	1,164	1,477	1,719	1,450
計	18,027	36,091	34,628	32,475	35,552	36,450
支出						
人件費	5,367	22,374	22,393	19,546	19,953	20,400
イベント等経費	4,825	2,693	1,984	1,505	1,080	1,800
園地・設備管理等外注費	16,278	7,582	5,042	7,138	7,108	8,600
光熱水費	3,005	2,861	2,891	2,893	2,824	2,800
消耗備品費	327	0	0	0	0	300
その他事務等経費	707	1,579	1,941	1,514	1,406	2,100
(再掲)委託費	—	(2,190)	(1,862)	(1,848)	(1,843)	(2,000)
自主事業経費	—	243	404	440	386	450
計	30,509	37,332	34,655	33,036	32,757	36,450
収支差額	△12,482	△1,241	△27	△561	2,795	0

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「入園者数・料金日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「相楽園入園料収入・入園者数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告」の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度の入園者数は 102,508 人であり、その内訳は有料入園者数が 52,344 人、無料入園者数が 50,164 人である。入園者数の約半分が無料入園者であるが、下表のとおり、第 1 期の指定期間を通じて同一傾向と言える。

【入園者数推移（平成 18 年度～平成 21 年度）】

(単位：人)

	有料入園者数 (A)	無料入園者数 (B)	合計 (C)	無料入園者数割合 (B) / (C)
平成 18 年度	41,594	34,416	76,010	45.2%
平成 19 年度	44,454	40,643	85,097	47.7%
平成 20 年度	42,093	41,184	83,277	49.4%
平成 21 年度	52,344	50,164	102,508	48.9%

(2) 料金収入について

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「入園者数・料金日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「相楽園入園料収入・入園者数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告」の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度は、8 月開催イベント「にわのあかり」や 11 月開催イベント「菊花展」等の集客が好調であったため、(1) に記載のとおり有料入園者数が増加したことに伴い、料金収入も増加している。

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「相楽園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1 (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成 17 年度まで (財) 神戸市公園緑化協会 (以下、「緑化協会」という。) が管理業務を受託しており、園地管理等の業務を外部へ委託していたが、平成 18 年度より指定管理者が神戸市造園共同企業体となり、指定管理者が自

ら園地管理等の業務の多くを実施することとなったため、人件費が増加する一方、園地・設備管理等外注費が減少している。

また、指定管理者制度導入前は、本来市が負担すべき管理費用の一部を緑化協会が負担していたが、第1期の指定管理者の公募に当たり、募集要項において平成13年度～平成15年度の委託事業の管理受託者（緑化協会）における運営管理費が開示され、第1期の指定管理者（神戸市造園共同企業体）が当該情報を基礎として指定管理料の積算を行ったため、指定管理者制度導入後の委託料の方が倍増する結果となっている。

【平成17年度と平成21年度の委託料と運営管理費の比較】

（単位：千円）

	平成17年度	平成21年度
委託料（指定管理料）	17,834	33,833
運営管理費※	30,509	32,371

※自主事業を除く

【改善要望】

- ① 上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「相楽園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。市における実績報告書のチェックは不十分であり、指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備すべきである。
- ② 指定管理者は、指定管理業務を遂行するに当たり、指定管理者制度移行以前に施設の管理者であった緑化協会が再委託していた下記の業務につき、引き続き同一業者へ再委託しているが、当該再委託に係る契約書が締結されていなかった。
今後、指定管理者が指定管理業務の再委託を行う場合には、指定管理業務の再委託先一覧表等の作成を義務付け、委託契約書の写しとともに、市へ提出させる体制を整備すべきである。

【委託契約書が未締結であった主な再委託業務】

主な再委託業務内容	平成21年度委託費
池浄化装置管理業務	1,260千円
警備サービス業務	425千円

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は8団体、第2期公募時の応募団体数は2団体である。

第1期指定管理者である神戸市造園共同企業体は、神戸市造園協力会の一員である山手造園土木(株)、関西造園土木(株)、神戸企業(株)、小西造園(株)、神鋼総合サービス(株)、神港農園芸(株)、(株)対馬造園店、津田造園土木(株)の8社で構成されているため、第1期と第2期の運営主体に実質的な変更はない。

(5) 満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査(アンケート調査)を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査(有料公園等)委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は100%と非常に高い値を示しており、個別質問項目の中でも、「レストラン物販」を除く全ての項目で多くの回答者が「よい」と回答している。

(財)神戸市公園緑化協会が指定管理者に選定されている施設

建設局

森林植物園 [Aタイプ]

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	森林植物園			設置年月	昭和15年2月
所在地	神戸市北区山田町上谷上字長尾1-2他				
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設置目的	六甲山の山なみと自然を背景に、端正な樹形をした針葉樹を林として植栽し、四季を彩る落葉樹や花木をそえる				
設置の経緯	昭和15年開設 昭和27年博物館相当施設指定 昭和46年アジサイ園整備開始 平成18年度より指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地		1,426,000	学習の森、スポーツ広場、多目的広場等	参考：森林植物園（全体） 2,556,361.66㎡ 12,726,017千円	
建物		1,104	森林展示館	参考：森林植物園（全体） 403,150千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
森林植物園	240	40,609	242	38,400	246	39,239	231	36,594	234	35,261

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	223,327	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	164,152	
	平成19年度	"	指定管理費	165,099	
	平成20年度	"	指定管理費	162,710	
	平成21年度	"	指定管理費	162,387	
	合計			654,368	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	161,809	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)161,740	
	平成24年度	"()"	指定管理費	()161,671	
	平成25年度	"()"	指定管理費	()161,602	
	合計			646,822	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

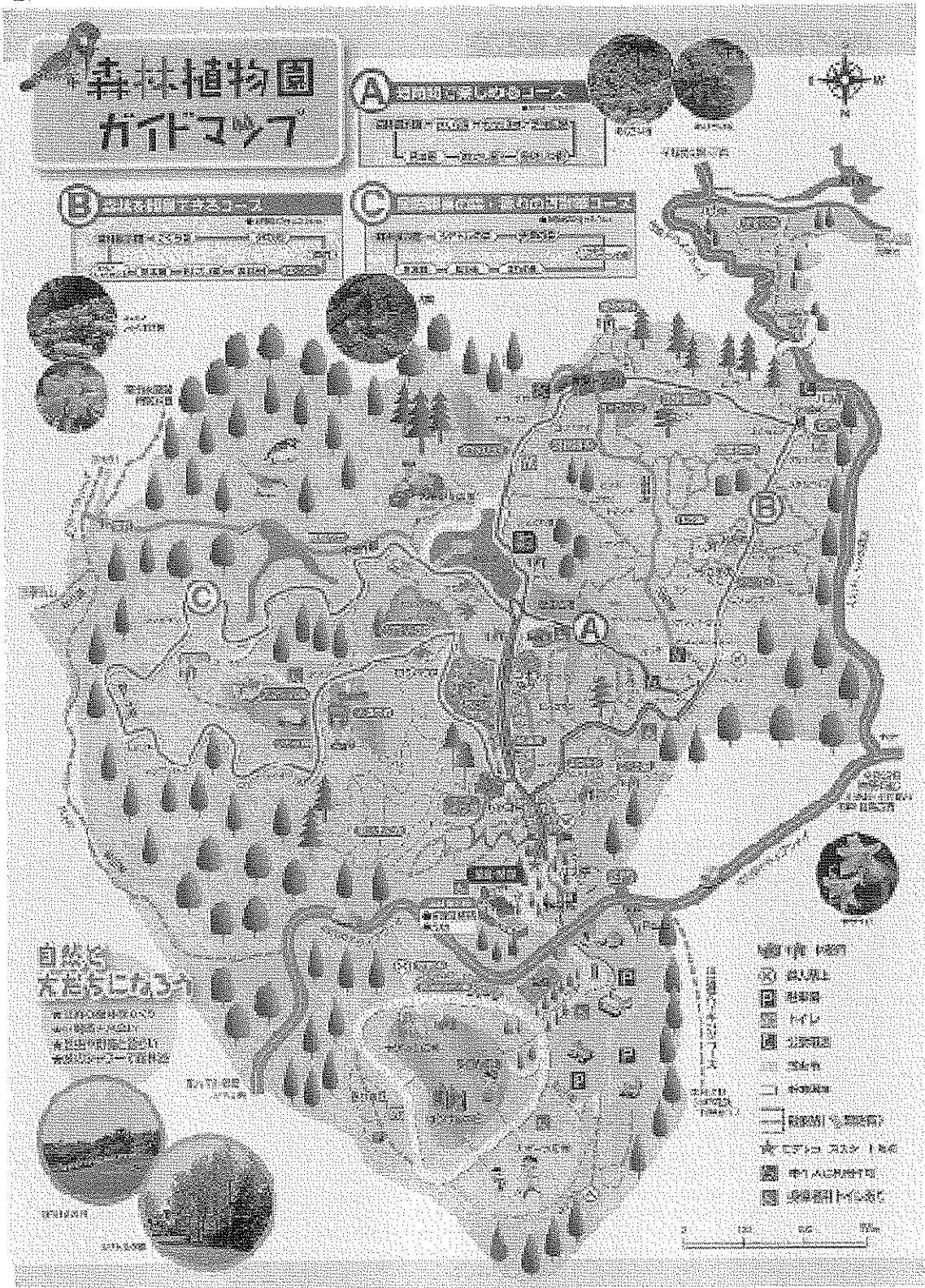
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (決算)	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	87,533					
指定管理料		164,152	165,099	162,710	162,387	161,809
緑地事業補助金	135,794					
自主事業売上	31,146	30,188	32,128	30,501	33,572	32,485
計	254,473	194,340	197,227	193,211	195,959	194,294
支出						
人件費	163,434	88,652	86,041	77,974	75,349	77,202
イベント等経費	14,106	14,299	13,064	14,787	14,271	15,272
園地・設備管理等外注費	45,570	43,224	44,494	45,710	47,521	49,305
光熱水費	9,634	6,776	6,276	6,601	6,824	6,360
消耗備品費	8,029	7,703	11,074	11,074	12,983	11,258
その他事務等経費	6,372	14,825	15,896	20,101	15,286	16,992
(再掲)委託費	(21,914)	(28,775)	(26,685)	(27,328)	(29,540)	(29,690)
自主事業経費	16,270	14,664	15,556	12,476	13,674	14,080
計	263,415	190,143	192,401	188,723	185,908	190,469
収支差額	△8,912	4,197	4,826	4,488	10,051	3,825

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



【見取図】



建設局

離宮公園〔Bタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	離宮公園			設置年月	昭和40年4月
所在地	神戸市須磨区東須磨1-1、1-2、若木町4丁目22-3、24、水野町6				
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設置目的	豊かな緑、四季に変化する多くの花木や草花を始め、恵まれた眺望や変化に富んだ造形美を生かし、潤いと安らぎのある市民の憩いの場（オアシス）をめざす				
設置の経緯	大正3年武庫離宮整備 昭和40年供用開始 平成18年度から指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地		826,000	噴水池、鑑賞芝生、花壇等	参考：離宮公園（全体） 1,082,819.50㎡ 79,476,446千円	
建物		1,254	レストハウス、鑑賞温室等	参考：離宮公園（全体） 391,000千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用者数：千人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入	利用者数	料金収入
離宮公園	223	46,209	210	35,887	253	41,472	250	39,495	223	36,559

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	213,024	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	190,146	
	平成19年度	"	指定管理費	193,519	
	平成20年度	"	指定管理費	189,235	
	平成21年度	"	指定管理費	183,091	
	合計			755,991	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	(財)神戸市公園緑化協会・ 神戸市造園協力会グループ 代表者(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	186,289	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)186,182	
	平成24年度	"()	指定管理費	()185,575	
	平成25年度	"()	指定管理費	()185,468	
	合計			743,514	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	112,374					
指定管理料		190,146	193,519	189,235	183,091	186,289
緑地事業補助金	100,650					
自主事業売上	5,125	25,461	31,028	28,075	27,712	27,494
計	218,149	215,607	224,547	217,310	210,803	213,783
支出						
人件費	133,756	62,407	60,488	60,562	58,245	58,945
イベント等経費	7,784	6,874	9,167	8,325	8,474	8,900
園地・設備管理等外注費	52,973	82,524	78,927	82,875	73,885	76,444
光熱水費	25,606	22,202	22,056	21,745	23,663	22,200
消耗備品費	13,222	14,690	14,881	14,833	18,550	10,023
その他事務等経費	5,370	16,388	20,385	12,522	18,263	17,575
(再掲)委託費	(18,458)	(36,373)	(36,542)	(34,745)	(14,249)	(2,803)
自主事業経費	2,127	11,819	12,822	12,718	9,597	16,618
計	240,838	216,904	218,726	213,580	210,677	210,705
収支差額	△22,689	△1,297	5,821	3,730	126	3,078

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

建設局

神戸総合運動公園 [Aタイプ]

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	神戸総合運動公園			設置年月	昭和59年10月
所在地	神戸市須磨区緑台				
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設置目的	国際試合ができる公式競技施設と市民のレクリエーション施設が一体となった神戸を代表する総合運動公園				
設置の経緯	昭和54年から整備開始 昭和59年10月供用開始 平成18年度から指定管理者制度導入 平成18年度国体開催のため随意指定 平成19年度から公募による指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地		53,500	神戸総合運動公園	参考：神戸総合運動公園（全体） 384,300.67㎡ 35,296,072千円	
建物		83,000	陸上競技場、他運動施設	参考：神戸総合運動公園（全体） 16,208,600千円	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：件、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
神戸総合運動公園										
陸上競技場	237	24,564	187	17,189	287	25,220	236	59,511	254	18,952
補助陸上競技場	1,124	3,284	1,046	3,108	1,249	3,352	954	2,783	1,790	3,658
体育館	456	39,603	341	31,722	447	38,729	553	42,828	547	44,257
補助体育館	2,196	6,756	1,766	5,496	2,293	7,550	2,488	7,407	2,626	8,133
テニスコート	5,213	34,590	5,437	24,963	5,098	33,970	4,748	32,077	4,535	31,126
球技場	524	3,192	407	2,917	574	2,311	515	2,169	473	2,135
第2球技場	147	1,763	70	1,653	82	1,041	96	1,218	140	1,301
野外ステージ	7	69	7	66	11	93	9	76	13	102
駐車場	—	—	—	—	—	132,173	—	132,600	—	132,655
広告掲出	—	9,321	16	4,374	43	5,967	27	4,752	41	3,128
合計	9,904	123,142	9,277	91,488	10,084	250,406	9,626	285,421	10,419	245,448

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市公園緑化協会	管理委託	552,586	備考
指定管理者			選定方法	随意契約	
第1期	平成18年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	508,399	
			合計	508,399	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成19年度	(財)神戸市公園緑化協会	指定管理費	562,240	
	平成20年度	〃	指定管理費	594,147	
	平成21年度	〃	指定管理費	566,778	
	平成22年度	〃	指定管理費	584,763	
			合計	2,307,928	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	336,891	—	—	—	—	—
指定管理料	—	508,399	562,240	594,147	566,778	584,763
緑地事業補助金	215,695	—	—	—	—	—
自主事業売上	422,437	332,825	53,479	64,499	54,208	54,879
計	975,023	841,224	615,719	658,646	620,986	639,642
支出						
人件費	300,096	288,885	135,138	121,711	108,425	114,262
イベント等経費	7,644	13,480	4,136	8,670	5,815	31,723
園地・設備管理等外注費	183,970	163,475	271,209	307,587	306,803	259,397
光熱水費	92,912	84,827	79,203	88,168	77,160	114,862
消耗備品費	26,167	13,429	28,199	27,005	25,326	17,260
その他事務等経費	11,339	41,608	58,424	62,361	55,350	60,075
(再掲)委託費	(72,433)	(86,103)	(148,555)	(150,565)	(147,018)	(152,277)
自主事業経費	206,671	207,144	32,070	32,791	36,156	36,233
計	828,799	812,848	608,379	648,293	615,035	633,812
収支差額	146,224	28,376	7,340	10,353	5,951	5,830

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】

(陸上競技場)



(体育館)



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

① 森林植物園

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「料金所日報」や「森林植物園利用券販売日報兼現金出納簿」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「森林植物園収入月報」を作成するとともに、年間の利用者数の推移を示す「(財) 神戸市公園緑化協会公園部 入園者数等一覧表 <森林植物園>」を作成し、年次集計結果を管理業務報告書の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度の入園者数は 234,402 人であり、その内訳は有料入園者数が 136,065 人、無料入園者数が 98,337 人と、入園者数の約 40%が無料入園者である。

② 離宮公園

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「利用券発売伝票」や「利用料金高日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「須磨離宮公園 入園者数及び収入報告書」や「須磨離宮公園 利用料金月報兼(昼・夜)累計及び前年度比較表」を作成し、年次集計結果を「須磨離宮公園 管理運営実施報告書」の中で市に報告している。

なお、平成 21 年度の入園者数は 222,647 人であり、その内訳は有料入園者数が 106,716 人、無料入園者数が 115,931 人と、入園者数の半分以上が無料入園者である。

③ 神戸総合運動公園

指定管理者は、利用者からの申込に基づき、日次管理資料として施設別の受付台帳等を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「神戸総合運動公園施設使用料収入月報」・「神戸総合運動公園施設使用料明細(施設別)」・「神戸総合運動公園施設使用料一覧」等を作成し、年次集計結果を「神戸総合運動公園業務報告一覧表(総括)」の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

① 森林植物園

指定管理者は、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「料金所日報」や「森林植物園利用券販売日報兼現金出納簿」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「森林植物園収入月報」を作成するとともに、年間の料金収入の推移を示す「(財) 神戸市公園緑化協会公園部 入園者数等一覧表 <森林植物園>」を作成し、年次集計結果を管理業務報告書の中で市に報告している。

なお、無料入園者数が増加傾向にある一方、有料入園者数が減少しているため、料金収入は減少傾向にある。

② 離宮公園

指定管理者は、料金徴収業務を外部業者へ再委託し、利用者へ販売したチケットの半券等に基づき、日次管理資料として「利用券発売伝票」や「利用料金高日報」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「須磨離宮公園 入園者数及び収入報告書」や「須磨離宮公園 利用料金月報兼（昼・夜）累計及び前年度比較表」を作成し、年次集計結果を「須磨離宮公園 管理運営実施報告書」の中で市に報告している。

なお、指定管理者制度移行後の入園者数は増加傾向にあったが（平成 21 年度は新型インフルエンザの影響により減少）、主として無料入園者数の増加によるものであるため、料金収入の増加には繋がっていない。

③ 神戸総合運動公園

指定管理者は、利用者からの申込に基づき、日次管理資料として施設別の受付台帳等を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「神戸総合運動公園施設使用料収入月報」・「神戸総合運動公園施設使用料明細（施設別）」・「神戸総合運動公園施設使用料一覧」等を作成し、年次集計結果を「神戸総合運動公園業務報告一覧表（総括）」の中で市に報告している。また、指定管理者は、離宮公園と同様、一部の施設の料金徴収業務を外部業者へ再委託している。

なお、平成 19 年度より駐車場が指定管理施設に含められたため、平成 18 年度と比較して料金収入が増加している。

〔改善要望〕

指定管理者は、離宮公園の指定管理業務の遂行に当たり、民間会社へ**須磨離宮公園料金所管理運營業務（料金徴収業務を含む）**を再委託している。また、神戸総合運動公園の指定管理業務の遂行に当たり、民間会社へ**テニスコート管理運營業務（料金收受業務を含む）**を、NPO 法人へ**体育館及び補助体育館の設置等業務（料金收受業務を含む）**を再委託している。

地方自治法第 243 条^(注1)では、普通地方公共団体が公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任することを原則として禁止しているが、地方自治法施行令第 158 条第 1 項^(注2)において、**使用料等の歳入**については、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限って、**例外的に私人に委託することを認めており**、指定管理者制度の導入は同項に定める例外に該当すると解されている。但し、この場合には、**同条第 2 項^(注3)**において、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表することが義務付けられている。

上記 2 つの施設では、料金徴収業務が指定管理者以外の私人に委託されていることとなるため、地方自治法施行令第 158 条第 2 項に定める告示及び公表が必要となるが、当該対応が行われていない。なお、平成 22 年度の指定管理協定書から、指定管理者が使用料の徴収事務を第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する旨が明記されたことを鑑みれば、上記法令違反の有無に関わらず、料金徴収業務を第三者に再委託することは厳に慎むべきであったと考える。

(注 1) 地方自治法第 243 条

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

(注 2) 地方自治法施行令第 158 条第 1 項

次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。

- 一 使用料
- 二 手数料
- 三 賃貸料
- 四 物品売払代金
- 五 貸付金の元利償還金

(注 3) 地方自治法施行令第 158 条第 2 項

前項の規定により歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、普通地方公共団体の長は、その旨を告示し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表しなければならない。

(3) 収支状況について

① 森林植物園

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「森林植物園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1 (4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、指定管理者制度移行後は、職員数が減少（平成 17 年度：19 名（内、市派遣職員は 14 名）、平成 21 年度：9 名（内、市派遣職員は 5 名））したことにより人件費は減少しているが、人件費以外の費用は制度移行後の方が増加しており（平成 17 年度：99,981 千円、平成 21 年度：110,559 千円）、管理運営コストの実質的な削減が進んでいない。

② 離宮公園

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「離宮公園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成18年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、指定管理者制度移行後は、職員数が減少（平成17年度：18名（内、市派遣職員は10名）、平成21年度：9名（内、市派遣職員は3名））したことにより人件費が減少する一方、委託業務の増加に伴い外注費が増加するとともに、駐車場業務が平成18年度以降自主事業に変更となったため、指定管理者制度移行後の自主事業収入及び経費が増加している。

③ 神戸総合運動公園

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「神戸総合運動公園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

なお、平成18年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、指定管理者制度移行後は、職員数が減少（平成17年度：40名（内、市派遣職員は23名）、平成21年度：17名（内、市派遣職員は7名））したことにより人件費が減少する一方、委託業務の増加に伴い外注費が増加するとともに、平成19年度より新たに駐車場の一部等が指定管理業務に含まれることとなったため、制度移行前と比較して自主事業収入・経費が減少する一方、指定管理料が増加している。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「森林植物園の管理に係る経費の収支状況」・「離宮公園の管理に係る経費の収支状況」・「神戸総合運動公園の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。市における実績報告書のチェックは不十分であり、指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備すべきである。

(4) 指定管理者の選定について

① 森林植物園

第1期公募時の応募団体数は3団体、第2期公募時の応募団体数は2団体である。

② 離宮公園

第1期公募時の応募団体数は4団体、第2期公募時の応募団体数は2団体である。

③ 神戸総合運動公園

神戸総合運動公園では、平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、平成18年度については、(財)神戸市公園緑化協会を随意指定している。これは、平成18年9月～10月に実施された第61回国民体育大会(のじぎく兵庫国体)及び第6回全国障害者スポーツ大会(のじぎく兵庫大会)の開閉会式が行われ、また、競技種目も多いメインの会場であり、平成17年度当時の運営団体(管理委託先)である(財)神戸市公園緑化協会が既に大会開催に向けての調整・準備を進めていたことから、開催直前に新たな運営者を指定することは適当でないとの判断のもと、平成17年9月に「公の施設の指定管理者制度運用指針」が改定され、『第61回国民体育大会及び第6回全国障害者スポーツ大会』の会場となる場合は、現在の運営団体を18年度に限り、公募によらず単年度ごとに指定管理者として指定することができる旨の規定が追加されて、当該規定に基づき「建設局指定管理者候補者選定委員会」の選定を経て、公募によらず同協会を指定している。

平成19年度以降(第2期目)は、公募により指定している(応募団体数:3団体)。

(5) 満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査(アンケート調査)を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査(有料公園等)委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

平成21年度の利用者満足度調査の各施設の結果は、下記のとおりである。

① 森林植物園

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は99%と高い値を示しているが、個別質問項目では「設備の状況」や「レストラン物販」の2項目は、「普通」が全体の50%超となっており、トイレの水洗化等の個別要望意見の記載も見受けられる。

② 離宮公園

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は99%と高い値を示しているが、個別質問項目のうち「レストラン物販」では約10%が「悪い」と回答しており、個別要望意見の記載も見受けられる。

③ 神戸総合運動公園

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は100%と非常に高い値を示しているが、個別質問項目のうち「レストラン物販」では、「悪い」が全体の約15%となっている。

〔意見一18〕 森林植物園及び離宮公園は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

森林植物園の魅力は、市民が風景を楽しみながら日本や世界の森めぐりができ、四季折々の森の自然を楽しめることや、アジサイ園を始めとした数多くの花木類を觀賞できること、更には、昭和27年に博物館相当施設の指定を受けており、国内外の植物園等の学術的交流による植物の収集・育成・保存など、学術研究機能を有していることにある。一方、離宮公園の魅力は、バラ・ツツジ・花菖蒲・モミジ・梅・ボタン等、四季折々、植物を体感出来ることであるが、指定管理者は各施設の特性を理解し、それに応じた施設の運営管理を行うことが求められる。しかし、花木や草花には、植栽後一定の育成期間が必要なものや、高度な管理・観察体制が必要なものも多数存在することから、短期的な公園の運営管理ではなく、中・長期的な計画に基づく植栽・育成等を実施しなければ、公園の魅力が低減させる結果を招きかねないと考えられる。また、指定管理者が交替した場合でも、前任の指定管理者が行った植栽等をそのまま引き継いだ上で指定管理業務を行う必要があるため、後任の指定管理者が独自に創意工夫を発揮し得る範囲は、他の指定管理施設と比較して少ないと言える。更に、両施設は、下表のとおり入園者数の40%～50%程度が無料入園者であり、料金収入は施設の運営経費の20%弱に止まることから、料金収入により運営を行う収益的施設とは言い難い状況にある。

すなわち、指定管理者制度に民間事業者等の独自の創意工夫とコスト削減努力が発揮されることを期待するのは必要ではあるが、他方、中・長期的な運営計画や高度な管理・観察体制に基づく継続的かつ安定的なサービスの提供が強く求められる施設も存在するのである。

従って、上記の両施設は、4年毎に管理者を選定するという指定管理者制度には馴じまない施設であると考えられることから、施設の運営方法について検討すべきである。

【森林植物園・離宮公園入園者数推移（平成18年度～平成21年度）】

（単位：人）

	施設名	有料入園者数 (A)	無料入園者数 (B)	合計 (C)	無料入園者数割合 (B) / (C)
平成18年度	森林植物園	148,235	93,866	242,101	38.7%
	離宮公園	104,798	105,919	210,717	50.2%
平成19年度	森林植物園	153,755	92,157	245,912	37.4%
	離宮公園	118,681	134,391	253,072	53.1%
平成20年度	森林植物園	142,385	89,013	231,398	38.4%
	離宮公園	114,054	136,286	250,340	54.4%
平成21年度	森林植物園	135,065	98,337	233,402	42.1%
	離宮公園	106,716	115,931	222,647	52.0%

建設局

北神戸田園スポーツ公園 [Dタイプ]

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	北神戸田園スポーツ公園			設置年月	平成12年4月
所在地	神戸市北区有野町二郎字西山938-44他、八多町				
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設置目的	都市と農村の人々が交流できる場				
設置の経緯	平成12年供用開始 平成18年度から指定管理者指定				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地		357,000	スポーツ広場、多目的球技場、一般園地等	参考：北神戸田園スポーツ公園 193,738.39㎡ 5,025,913千円	
建物	1,342,290	6,730	メイン球場、体育館		

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：件、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
野球場	1,465	15,545	1,494	12,677	1,529	15,104	1,809	15,932	2,072	16,161
第2球技場	—	—	318	636	252	753	367	1,453	274	1,129
体育館	3,434	5,669	4,525	7,013	4,858	7,566	5,236	7,672	5,191	7,433
スポーツ広場	1,871	2,649	2,134	3,197	1,940	3,464	1,789	4,667	1,807	3,711
合計	6,770	23,863	8,471	23,523	8,579	26,887	9,201	29,724	9,344	28,434

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前		(財) 神戸市公園緑化協会	管理委託費	94,745	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	神戸電鉄(株)	指定管理費	111,665	
	平成19年度	"	指定管理費	109,390	
	平成20年度	"	指定管理費	110,653	
	平成21年度	"	指定管理費	112,384	
			合計	444,092	
指定管理者			選定方法	公募	
第2期	平成22年度	神戸電鉄(株)	指定管理費	100,000	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定) 99,900	
	平成24年度	"()	指定管理費	() 99,800	
	平成25年度	"()	指定管理費	() 99,700	
			合計	399,400	

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

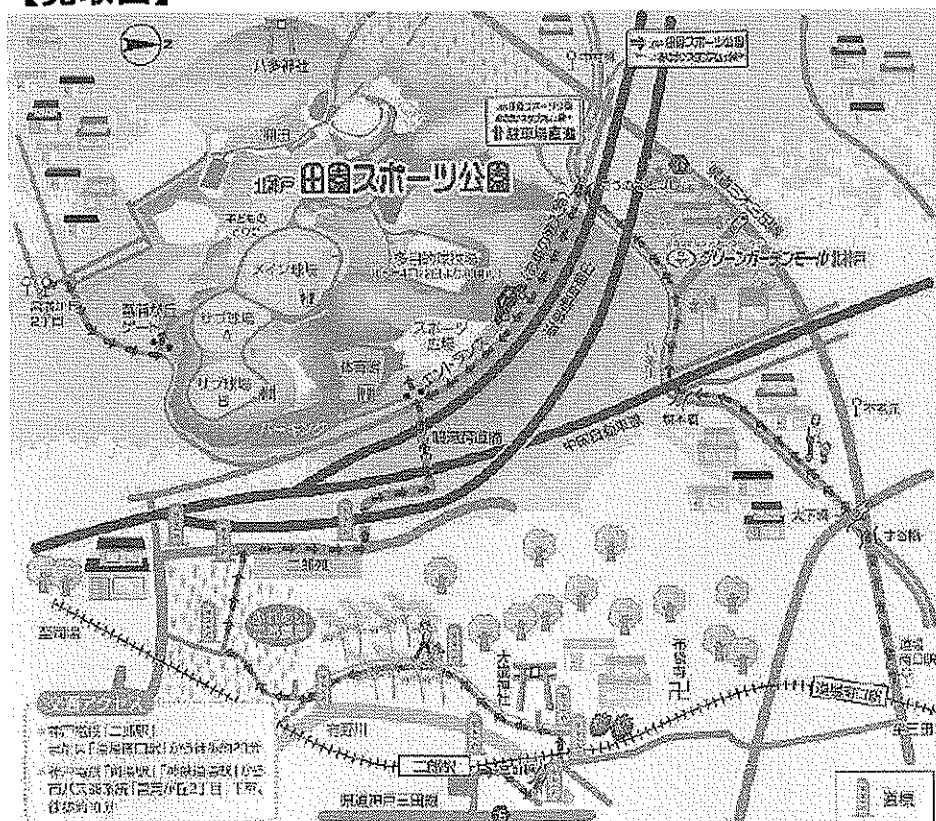
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (決算)	平成22年度 (予算)
収入						
委託料	70,229					
指定管理料		111,665	109,390	110,653	112,384	100,000
緑地事業補助金	24,516					
自主事業売上	30,927	33,220	34,142	34,904	32,635	35,000
計	125,672	144,885	143,532	145,557	145,019	135,000
支出						
人件費	64,972	42,092	41,490	41,701	39,439	40,300
イベント等経費	1,904	5,659	6,875	6,687	6,980	5,700
園地・設備管理等外注費	49,886	46,914	39,386	37,453	44,297	39,500
光熱水費	20,785	18,441	20,960	21,351	20,377	21,500
消耗備品費	4,181	6,054	6,068	4,868	5,532	4,500
その他事務等経費	4,532	9,113	9,379	8,309	8,121	7,500
(再掲)委託費	—	(14,834)	(16,659)	(13,814)	(13,953)	(12,843)
自主事業経費	7,978	12,720	12,444	16,496	17,758	16,000
計	154,238	140,993	136,602	136,865	142,504	135,000
収支差額	△28,566	3,892	6,930	8,692	2,515	0

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用者数について

指定管理者は、券売機のジャーナルや利用者が記載した利用申込書等に基づき、日次管理資料として「駐車場・券売機・収納金日報」・「券売機売上集計表」・「収納還付日報」を作成している。当該資料に基づき、「野球場・アリーナ他利用件数・金額集計表」・「北神戸田園スポーツ公園使用料収入・利用件数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告書」の中で市に報告している。

(2) 料金収入について

指定管理者は、券売機のジャーナルや利用者が記載した利用申込書等に基づき、日次管理資料として「駐車場・券売機・収納金日報」・「券売機売上集計表」・「収納還付日報」を作成している。当該資料に基づき、「野球場・アリーナ他利用件数・金額集計表」・「北神戸田園スポーツ公園使用料収入・利用件数報告書」を作成し、年次集計結果を「事業報告書」の中で市に報告しているが、平成 22 年 3 月度について、誤った金額の料金収入を納付し、報告していた。

(3) 収支状況について

指定管理者は、「健康・保育事業営業費」・「H21 年度経費配付表」等に基づき年度事業報告書の決算書を作成し、市に報告している。

なお、平成 18 年度より指定管理者制度が導入され、市派遣職員に対する補助金支給が廃止された。また、先に述べた相楽園と同様、指定管理者制度導入前は、本来市が負担すべき管理費用の一部を緑化協会が負担していたが、第 1 期の指定管理者の公募に当たり、募集要項において平成 13 年度～平成 15 年度の委託事業の管理受託者（緑化協会）における運営管理費が開示され、第 1 期の指定管理者（神戸電鉄（株））が当該情報を基礎として指定管理料の積算を行ったため、指定管理者制度導入後の委託料の方が増加する結果となっている。

【平成 17 年度と平成 21 年度の委託料と運営管理費の比較】

(単位：千円)

	平成 17 年度	平成 21 年度
委託料（指定管理料）※1	94,745	112,384
運営管理費※2	146,260	124,746

※1 緑地事業補助金を含む

※2 自主事業を除く

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は7団体、第2期公募時の応募団体数は3団体である。いずれも、僅差で神戸電鉄(株)が指定管理者に選定されている。

(5) 満足度調査について

平成21年11月に利用者満足度調査(アンケート調査)を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査(有料公園等)委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は99%と非常に高い値を示しているが、個別質問項目では、「設備の状況」、「応対状況」の2項目を除く全ての項目で「普通」が「よい」を上回っている。また、「利用者が公園を知った方法」の中で「人聞き」が圧倒的に高く(全体の7割)、施設のPR方法については改善の余地があると考えられる。

〔改善要望〕

下表は、平成19年度～平成21年度の北神戸田園スポーツ公園の施設ごとの利用率を示した資料である。過去3年間の利用率は決して高くはない状況であることが見て取れるが、これは、北神戸田園スポーツ公園までのアクセスの悪さと知名度が低いことが原因の一つと考えられる。

北神戸田園スポーツ公園は、市の中心地からは有料道路を利用して車で30分～40分程度の時間を要する。また、電車を利用した場合でも、最寄駅の神戸電鉄「二郎駅」及び「道場南口駅」からは徒歩約20分程度を要する。そのため、利用者の中心は施設付近の住民となる傾向にあり、また、その多くが自家用車を使って施設へ来園する。また、市民へのPR活動として、イベント情報等を「広報こうべ」や市のホームページへの掲載や、ポスターの車内吊りや駅貼り、イベントチラシの神戸電鉄各駅での配布等を実施している。しかし、神戸電鉄の路線の中心が神戸市北区及び西区であることから、それ以外の区の住民へのPRが十分出来ず、結果として知名度の上昇に繋がっていないのではないだろうか。平成21年度の利用者満足度調査において、「利用者が公園を知った方法」の中で「人聞き」が圧倒的に高い(全体の7割)ことから分かる。

指定管理者には、限られた指定管理料の中で効果的・効率的にPR活動を行うことが求められるが、例えば、市の広報への掲載回数を増加させる、神戸電鉄グループのホームページ上トップページに施設へのリンク情報を掲載する等、市内全域の住民が当該施設の情報に容易に触れることが出来るようPR活動を充実させ、市内全域から利用者呼び込むためのより一層踏み込んだ努力が望まれる。

【北神戸田園スポーツ公園施設別利用率（平成19年度～平成21年度）】

施設名	主要施設	主な利用目的	平成19年度	平成20年度	平成21年度
球場	「あじさいスタジアム」、サブ球場	野球	37.2%	39.3%	38.9%
体育館	アリーナ、スタジオ、トレーニングセンター	バスケットボール、バレーボール、エアロビクスダンス、各種トレーニング等	64.9%	66.2%	66.3%
スポーツ広場	フットサルコート、スケートコート	フットサル、スケートボード等	33.3%	33.5%	30.7%
多目的球技場	グラウンド	サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール等	48.7%	50.0%	48.9%

【利用者が知り得た方法（利用者満足度調査結果）】

	観光案内	ツアー	ホームページ	市の広報	イベント案内	人聞き
平成20年度	0%	0%	4.51%	20.3%	15.8%	59.4%
平成21年度	0.75%	0%	12%	14.3%	2.26%	70.7%

〔指摘事項－21〕 指定管理者が、市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している。

現地視察時に指定管理者への質問、資料の閲覧等を実施した結果、平成 22 年 3 月度の料金収入について、券売機で徴収した料金収入（144 千円）が「券売機売上集計表」では入力されていたものの、「野球場・アリーナ他利用件数・金額集計表」への転記が漏れていたため、その分だけ市への料金収入の納付及び報告が過少となっていた。なお、平成 21 年度の使用料収入は目標収入額を下回り、差額が指定管理者から市に納付されているため、市への料金収入の納付が過少であった分についても、その差額の一部として市に納付されており、市に損失は発生していない。

指定管理者は、「北神戸田園スポーツ公園に関する指定管理協定書」第 3 条^(注 1)に基づき、施設の料金収入を適切に徴収し、市へ納付する責務を負っており、上記資料の照合を適切に実施すべきであったが、チェック体制が甘く上記誤りが看過されていた。

指定管理者は再発防止のためのチェック体制を早急に整備する必要があるとともに、市においても、指導・監督を強化すべきである。

(注 1) 「北神戸田園スポーツ公園に関する指定管理協定書」第 3 条

乙は、条例第 23 条の 2 第 1 項に定める業務にかかる使用料を徴収する。ただし、神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）により事務処理を行っている場合は、この限りではない。

建設局

北須磨文化センター〔Cタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	落合中央公園（有料公園施設に係る建築物の部分に限る：北須磨文化センター）		設置年月	昭和57年7月
所在地	神戸市須磨区中落合3丁目1-2			
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例			
設置目的	市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する			
設置の経緯	昭和57年7月完成 ・文化施設：特別会議室、大会議室、中会議室、小会議室(5室)、和室(3室)、 料理室、音楽室、美術室、陶芸室、工芸室 ・体育施設：体育館、柔剣道室、トレーニング室、プール ・図書室 平成18年4月指定管理者制度導入			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地				参考：落合中央公園 91,959.24㎡ 13,161,223千円
建物	1,418,960	7,631	北須磨文化センター	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用人数：人、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入	利用人数	料金収入
北須磨文化センター	299,666	34,708	248,616	41,189	242,394	40,542	232,780	39,373	232,018	38,437

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位：千円)

指定管理者導入以前		(財)神戸市民文化振興財団	管理委託費	129,181	備考
指定管理者			選定方法	公募	
第1期	平成18年度	(財)神戸市民文化振興財団	指定管理費	109,522	
	平成19年度	"	指定管理費	110,119	
	平成20年度	"	指定管理費	110,793	
	平成21年度	"	指定管理費	123,802	
				合計	454,236
指定管理者			選定方法	公募	※第1期・第2期の指定管理費の変動は、落合クリーンセンター休止による熱源の供給停止に伴うボイラ一燃料費の増によるもの
第2期	平成22年度	シンコースポーツ・日本管財グループ	指定管理費	142,394	
	平成23年度	"(予定)	指定管理費	(予定)142,694	
	平成24年度	"()"	指定管理費	()142,994	
	平成25年度	"()"	指定管理費	()143,294	
				合計	571,376

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

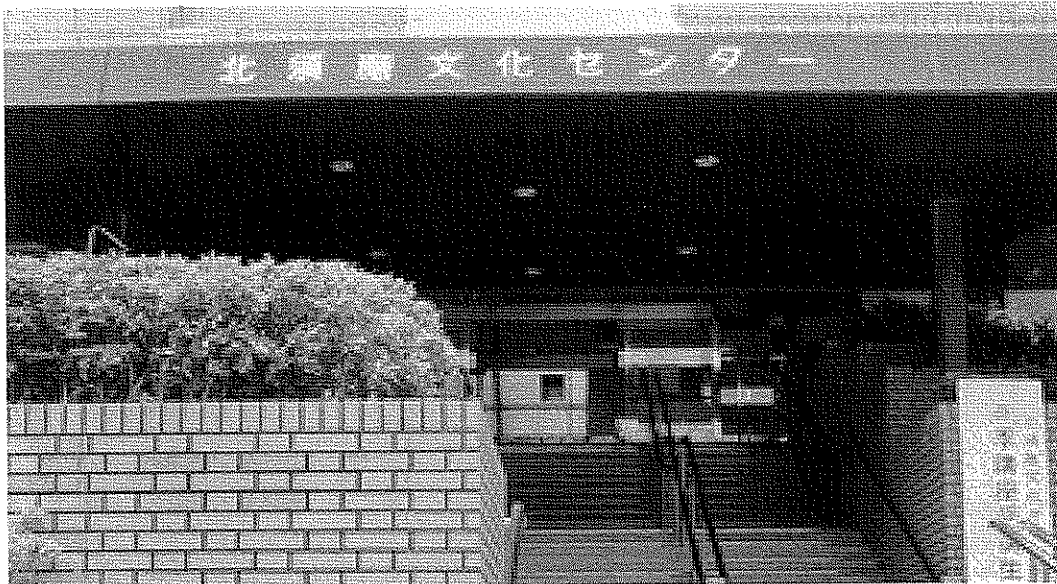
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(予算)
収入						
委託料	129,181	—	—	—	—	—
指定管理料	—	109,522	110,119	110,793	123,802	142,394
自主事業売上	—	81,222	82,203	82,864	85,070	88,193
計	129,181	190,744	192,322	193,657	208,872	230,587
支出						
人件費	62,344	41,902	42,071	39,772	40,953	42,349
園地・設備管理等外注費	33,545	42,114	41,890	45,089	46,867	28,010
光熱水費	23,622	24,439	25,271	26,198	36,608	55,000
消耗備品費	5,523	4,050	5,632	5,207	6,277	2,800
その他事務等経費	18,788	3,164	3,729	5,615	3,507	19,105
(再掲)委託費	—	(37,980)	(37,732)	(38,576)	(41,593)	(23,010)
自主事業経費	—	75,647	76,322	79,037	75,510	83,323
計	143,822	191,316	194,915	200,918	209,722	230,587
収支差額	△14,641	△572	△2,593	△7,261	△850	0

(注1) 平成17年度の自主事業売上・(再掲)委託費・自主事業費については、資料がないため記載していない。

(注2) 「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】

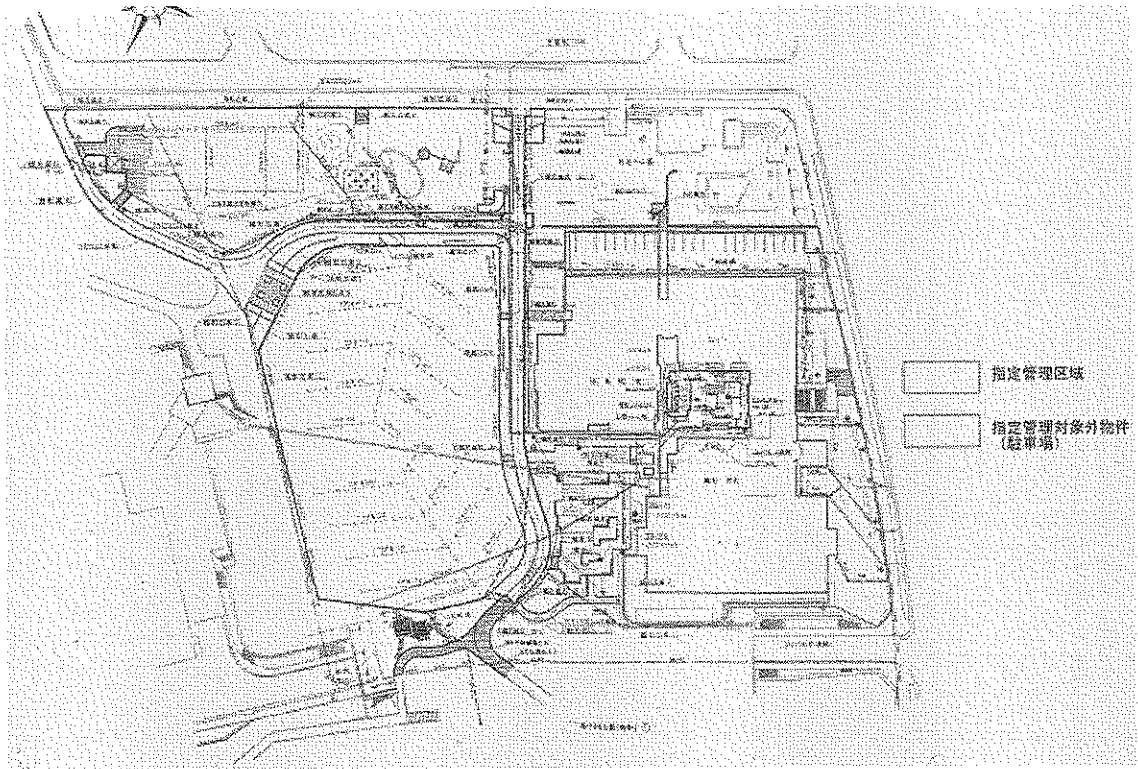
(入口付近)



(室内プール)



【見取図】



2. 監査の結果

(1) 利用人数について

指定管理者は、会議室等の受付票等に基づき、日次管理資料として「予約状況一覧表」・「施設別使用料集計表」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「北須磨文化センター使用料歳入徴収簿」・「日別使用料月計表」等を作成し、年次集計結果を「北須磨文化センター管理運営報告」の中で市に報告している。

なお、設立から30年近くが経過し施設の老朽化が進行しており、利用者数は減少傾向にある。

(2) 料金収入について

指定管理者は、会議室等の受付票等に基づき、日次管理資料として「予約状況一覧表」・「施設別使用料集計表」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料として「北須磨文化センター使用料歳入徴収簿」・「日別使用料月計表」等を作成し、年次集計結果を「北須磨文化センター管理運営報告」の中で市に報告している。

なお、記載の利用者数の減少の影響を受け、料金収入も減少傾向にある。

(3) 収支状況について

指定管理者は会計帳簿等に基づき「平成21年度（平成21年4月～22年3月）北須磨文化センター管理運営報告」の「北須磨文化センター 管理費収支状況」を作成し、市に報告している。

なお、平成17年度の北須磨文化センター館長・副館長は市OB職員であったが、副館長は廃止され、平成21年度は館長には神戸文化振興財団の固有職員が就任しているため、人件費が減少している。また、平成21年度指定管理料が前年度以前と比較して増加しているが、隣接するの落合クリーンセンター休止による熱源の供給停止に伴い、燃料経費の増加分なども指定管理料に含めて支払われたことによるものである。

(4) 指定管理者の選定について

第1期公募時の応募団体数は5団体、第2期公募時の応募団体数は3団体である。第1期は市の外郭団体である（財）神戸市民文化振興財団が指定管理者に選定されたものの、第2期は僅差で民間事業者（シンコースポーツ・日本管財グループ）が指定管理者に選定されている。

(5) 満足度調査について

市は、平成 21 年 11 月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施している。建設局では、特定非営利活動法人こうべユースネットと「利用者満足度調査（有料公園等）委託契約書」を締結し、アンケート調査、調査結果の分析、利用者満足度調査報告書の作成等を委託している。

施設利用の総合的な感想として、不満を持っていない率は 99%と高い値を示しているが、個別質問項目では「設備の状況」・「応対状況」の 2 項目を除き、「普通」が全体の 50%超となっており、図書館などに対する個別要望意見の記載も見受けられる。

市街地運動施設（テニスコート）

建設局

住吉公園テニスコート・大和公園テニスコート〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	住吉公園テニスコート 大和公園テニスコート			設置年月	昭和33年3月 昭和52年4月
所在地	神戸市東灘区住吉宮町2丁目 神戸市灘区中郷町2丁目				
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例				
設置目的					
設置の経緯	住吉公園テニスコート 昭和33年3月供用開始 平成21年12月指定管理者制度導入 大和公園テニスコート 昭和52年4月供用開始 平成21年12月指定管理者制度導入				
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考	
土地			テニスコート各4面	参考：住吉公園 20,069.00㎡ 4,053,938千円 参考：大和公園 22,869.00㎡ 4,184,360千円	
建物			管理事務所各1棟、 更衣室各1棟	プレハブ等のため建物価額は記載されておりません。	

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：件、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度 (12~3月)	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
テニスコート										
住吉公園	4,924	7,859	5,057	8,018	4,606	7,402	4,835	8,020	1,711	3,389
大和公園	4,884	7,779	5,078	8,043	5,087	8,230	5,107	8,325	1,562	2,569
合計	9,808	15,638	10,135	16,061	9,693	15,632	9,942	16,345	3,273	5,959

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前	(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	5,850	備考
指定管理者		選定方法	公募	
第1期	平成21年度	神戸市公園緑化協会・酒井テニス企画グループ	指定管理費	3,675
	平成22年度	〃	指定管理費	10,038
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)10,038
	平成24年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)10,038
			合計	33,789

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (12~3月)	平成22年度 (予算)
収入				
委託料	5,850	5,850	—	—
指定管理料	—	—	3,675	10,038
自主事業収入	438	408	7	
計	6,288	6,258	3,682	10,338
支出				
人件費	4,385	4,385	2,240	6,700
イベント等経費	—	—	47	
園地・設備管理等外注費	60	315	438	
光熱水費	25	264	52	
消耗備品費	480	1,667	61	
その他事務等経費	1,646	—	358	
自主事業経費	—	—	53	3,638
計	6,596	6,631	3,249	10,338
収支差額	△308	△373	433	0

建設局

大原山公園テニスコート・駐車場 掖谷公園テニスコート・駐車場〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	大原山公園テニスコート・駐車場 掖谷公園テニスコート・駐車場		設置年月	平成3年7月 平成8年9月
所在地	神戸市北区大原2丁目 神戸市北区鹿の子台南町2丁目			
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例			
設置目的				
設置の経緯	大原山公園テニスコート・駐車場 平成3年7月供用開始 平成21年12月指定管理者制度（利用料金制）導入 掖谷公園テニスコート・駐車場 平成8年9月供用開始 平成21年12月指定管理者制度（利用料金制）導入			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地			テニスコート11面 テニスコート8面	参考：大原山公園（全体） 62,159㎡、3,530,668千円 参考：掖谷公園（全体） 51,990㎡、2,121,219千円
建物		大原山：209 掖谷：220	管理事務所各1棟	参考：大原山公園（全体） 53,480千円 参考：掖谷公園（全体） 74,300千円

(2) 施設利用状況

(単位) 利用件数：時間、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度 (12~3月)	
	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入	利用件数	料金収入
テニスコート										
大原山公園	5,038	14,832	9,699	15,718	8,832	13,998	8,701	14,154	3,182	2,792
掖谷公園	4,073	11,653	7,425	10,653	6,841	10,225	6,099	9,175	2,138	1,111
合計	9,111	26,485	17,124	26,371	15,673	24,223	14,800	23,329	5,320	3,903

(3) 指定管理者制度の導入の状況

指定管理者導入以前	(財)神戸市公園緑化協会	管理委託費	5,376	備考	
指定管理者		選定方法	公募		
第1期	平成21年度	(財)神戸市公園緑化協会・ITCグループ	指定管理費	—	利用料金制度導入施設であり、原則指定管理料の支出はない。
	平成22年度	〃	指定管理費	—	
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定) —	
	平成24年度	〃(予定)	指定管理費	(予定) —	
		合計			

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位：千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (12~3月)	平成22年度 (予算)
収入				
委託料	5,376	5,376	—	—
指定管理料	—	—	—	—
利用料金収入	—	—	3,902	11,308
自主事業の収入	3,869	3,417	13,136	44,312
計	9,245	8,793	17,038	55,620
支出				
人件費	4,082	4,082	5,447	18,960
イベント等経費	—	—	58	538
園地・設備管理等外注費	320	124	118	1,007
光熱水費	63	55	171	1,946
消耗備品費	87	136	83	207
その他事務等経費	1,727	1,745	851	19,962
(再掲)委託費	—	—	118	—
自主事業経費	—	—	4,006	—
計	6,279	6,142	10,734	42,620
神戸市への納付金	—	—	4,330	13,000
収支差額	2,966	2,651	1,974	—

(注)「(再掲)委託費」は、再委託費を示しており、「園地・設備管理等外注費」他の内数である。

【施設写真】

(住吉公園テニスコート)

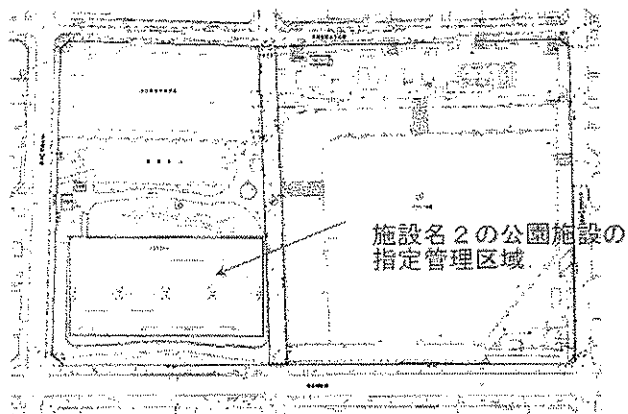


(大和公園テニスコート)

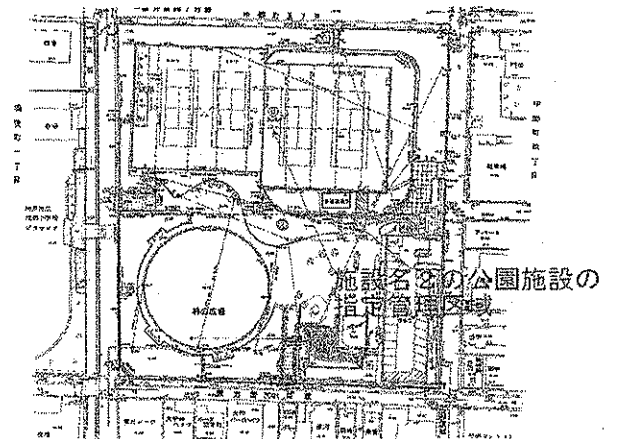


【見取図】

(住吉公園テニスコート)

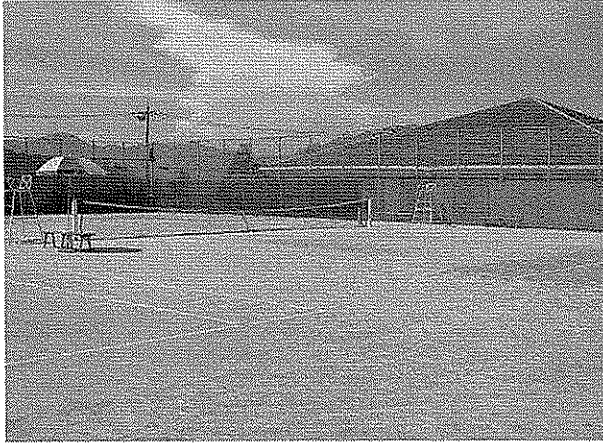


(大和公園テニスコート)



【施設写真】

(大原山公園テニスコート)

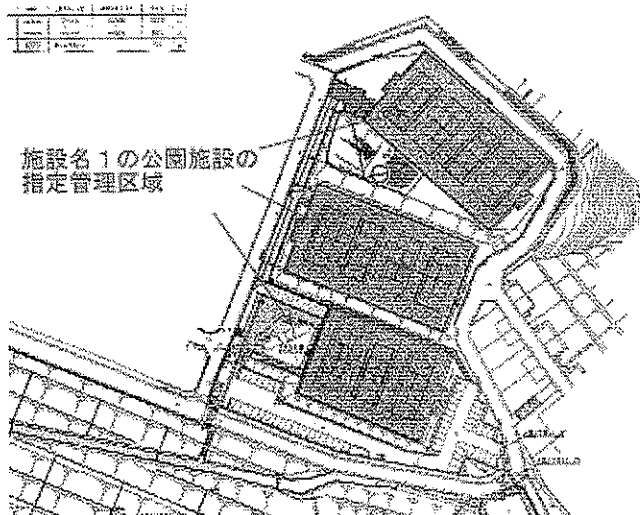


(掖谷公園テニスコート)

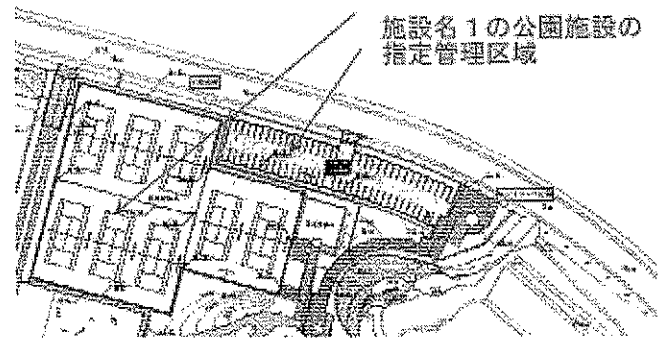


【見取図】

(大原山公園テニスコート)



(掖谷公園テニスコート)



2. 監査の結果

(1) 利用件数について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、日次管理資料として「使用料収納・還付簿」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「使用料収納・還付簿、収納・還付一覧表」を作成するとともに、年次集計結果を「住吉公園・大和公園テニスコート 指定管理運営状況実施報告書」の中で市に報告している。

なお、当該実施報告書の利用件数として報告されている数値は、テニスコートの利用件数ではなく、料金収入の収納件数（利用者への還付件数控除後）である。実際の利用状況は「運動施設利用状況」に取りまとめ、毎月市へ報告している。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、「収納一覧」・「還付一覧」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「収納還付一覧表」・「コート管理表」を作成し、年次集計結果を「大原山公園テニスコート&駐車場 掖谷公園テニスコート&駐車場 指定管理実施報告書」の中で市に報告している。なお、指定管理者は、利用件数の代替的情報として、各コートの使用時間を報告している。

(2) 料金収入について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、日次管理資料として「使用料収納・還付簿」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「使用料収納・還付簿、収納・還付一覧表」を作成するとともに、年次集計結果を「住吉公園・大和公園テニスコート 指定管理運営状況実施報告書」の中で市に報告している。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

指定管理者は、利用者からの運動施設利用申込書等に基づき、「収納一覧」・「還付一覧」・「あじさいネット連絡票」を作成している。当該資料等に基づき、月次管理資料である「収納還付一覧表」・「コート管理表」を作成し、年次集計結果を「大原山公園テニスコート&駐車場 掖谷公園テニスコート&駐車場 指定管理実施報告書」の中で市に報告している。

なお、大原山公園・掖谷公園は三田市や三木市に近いが、使用料が三田市のテニスコートの方が低く設定されており、又、平日の利用率が低いなど、利用の活性化が課題であったため、指定管理者が上限金額よりも低額であれば自由に価格を設定出来るようにするべく、利用料金制を導入している。

(3) 収支状況について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「本施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「本施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した決算資料に基づくものである。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「施設の管理に係る経費の収支状況」として運営費決算額の総額の記載はあるものの、運営費目別の金額の報告が行われていない。市は、指定管理者に対して、運営費決算額の総額のみならず、費目別の金額についても報告をするよう指導・監督すべきである。

(4) 指定管理者の選定について

① 住吉公園・大和公園テニスコート

テニスコート、野球場、球技場等の市街地運動施設については、住区基幹公園内にあり、また、施設数が1つの場合や複数の場合があり、指定管理者制度への移行に当たっては、園地も含めて移行するか、運動施設のみを移行するか等の問題があった。そこで、試行的にテニスコート利用料金が市よりも低額であった三田市に近く、利用率も高くなかった大原山公園・掖谷公園と、テニスコートのみという構成が近似している住吉公園・大和公園のテニスコートについて、平成21年度の途中から指定管理者制度へ移行している。第1期公募時の応募団体数は1団体のみである。

② 大原山公園・掖谷公園テニスコート

第1期公募時の応募団体数は1団体のみである。

(5) 満足度調査について

平成 21 年 11 月に利用者満足度調査（アンケート調査）を実施しているが、両施設ともに、指定管理者制度の導入が平成 21 年 12 月であったため、利用者満足度調査の対象外とされている。

建設局

住吉公園駐車場・大和公園駐車場〔Fタイプ〕

1. 概況

(1) 施設の概要

施設名	住吉公園駐車場 大和公園駐車場		設置年月	平成21年12月
所在地	神戸市東灘区住吉宮町2丁目 神戸市灘区中郷町2丁目			
根拠法令等	都市公園法 神戸市都市公園条例			
設置目的	公園利用者のための駐車場			
設置の経緯	住吉公園及び大和公園駐車場 平成21年12月供用開始 平成21年12月指定管理者制度導入			
固定資産の内容	帳簿価格 (千円)	延べ面積 (㎡)	主要施設、設備等	備考
土地			駐車場	参考：住吉公園 20,069㎡、4,053,938千円 参考：大和公園 22,869㎡、4,184,360千円
建物				

(2) 施設利用状況

(単位) 利用台数：台、料金収入：千円

	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度 (12~3月)	
	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入	利用台数	料金収入
駐車場										
住吉公園	14,442	5,589	17,562	6,570	16,242	5,917	14,704	5,081	5,789	1,787
大和公園	12,054	4,986	12,816	4,881	13,379	5,278	11,912	4,192	4,690	1,772
合計	26,496	10,575	30,378	11,451	29,621	11,195	26,616	9,273m	10,479	3,559

(3) 指定管理者制度の導入の状況

(単位:千円)

指定管理者導入以前	(財)神戸市公園緑化協会に管理許可	管理委託費	0	備考
指定管理者		選定方法	公募	
第1期	平成21年度	アマノ・アマノマネジメントサービス住吉公園他指定管理者共同事業体	指定管理費	2,765
	平成22年度	〃	指定管理費	8,294
	平成23年度	〃(予定)	指定管理費	(予定)8,294
	平成24年度	〃(〃)	指定管理費	(予定)8,294
			合計	27,647

(4) 管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較

(単位:千円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度 (12~3月)	平成22年度 (予算)
収入				
委託料	—	—	—	—
指定管理料	—	—	2,765	8,294
自主事業収入	—	—	—	—
駐車場使用料	11,179	9,275	—	—
計	11,179	9,275	2,765	8,294
支出				
人件費	2,160	2,024	—	—
事務費	611	954	87	240
消耗品費	28	21	35	124
維持運営費	1,306	1,351	2,364	7,930
許可使用料	1,923	1,923	—	—
計	6,028	6,273	2,486	8,294
収支差額	5,751	3,002	279	—

【施設写真】

(住吉公園駐車場)

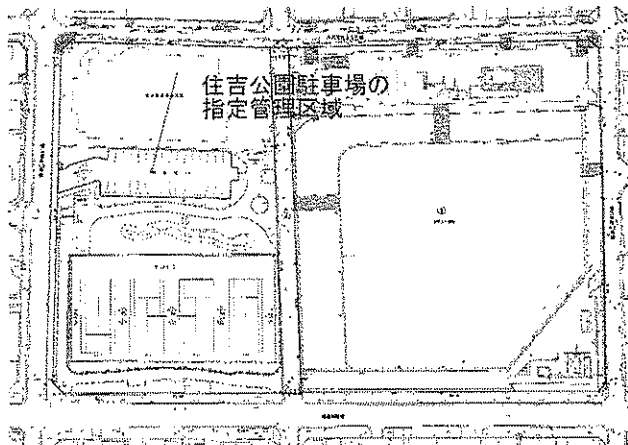


(大和公園駐車場)

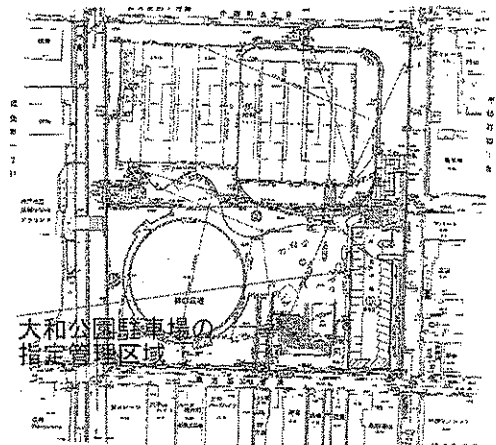


【見取図】

(住吉公園駐車場)



(大和公園駐車場)



2. 監査の結果

(1) 利用台数について

指定管理者は、ジャーナル記録等に基づき、日次管理資料として「売上金回収業務報告書」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「売上月報（年報）」・「売上月報」を作成し、年次集計結果を「指定管理業務実績報告書」の中で市に報告している。

なお、当該実施報告書の利用台数として報告されている数値は、各駐車場の毎月の総出庫台数の合計である。

(2) 料金収入について

指定管理者は、ジャーナル記録等に基づき、日次管理資料として「売上金回収業務報告書」を作成している。当該資料に基づき、月次管理資料である「売上月報（年報）」・「売上月報」を作成し、年次集計結果を「指定管理業務実績報告書」の中で市に報告している。

なお、両駐車場の供用日、供用時間、料金は下表のとおりである。駐車場利用者の駐車料金は出庫口設置の自動精算機により徴収される仕組みであり、指定管理者が毎日午前9時過ぎに売上金の回収を行っている。

駐車場名	供用日	供用時間	料金
住吉公園駐車場	1月1日～12月31日	8時から20時（但し、 出庫は24時間可能）	1時間まで200円、以後 1時間100円
大和公園駐車場	1月1日～12月31日	8時から18時（但し、 出庫は24時間可能）	1時間まで200円、以後 1時間100円

(3) 収支状況について

指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、指定管理協定書に定める「本施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われていない。「1（4）管理委託から指定管理への移行に伴う収支比較」において記載している数値は、包括外部監査人が監査期間中に市に対して徴求した資料に基づくものである。

〔改善要望〕

上記のとおり、指定管理者が市へ提出した事業報告書を確認した結果、「施設の管理に係る経費の収支状況」に関する報告が行われておらず、市は、指定管理協定書に準拠した報告書とはなっていない状況を看過していた。市における実績報告書のチェックは不十分であり、指定管理協定書で報告が義務付けられている事項が網羅的に報告されていることを確認する体制を整備す